

損害防止差止に関する一考察

——イギリスの場合——

西 牧 駒 藏

目 次

- 第一章 損害防止差止の定義
- 第二章 損害防止差止裁判の要件
- 第三章 損害防止の命令的差止の裁定要件
- 第四章 損害防止の命令的差止に代る損害賠償
- 第五章 コモンロー上の損害賠償の救済
- 第六章 結 語

注

イギリスで、次のように定義されている。被告の行状がそのまま継続が許されると、原告には確実に実質的損害が発生する程である場合、原告が「損害防止」訴訟を提起することができる。つまり、予想される法律上違法性を帶

論 説
ひる行為を停止するためには差止を求める訴訟である。⁽¹⁾ 或いは、権利侵害 (injury) が差し迫り、又はそのおそれがあるだけで原告の権利の侵害 (infringement) がまだ全く発生していない場合に、中間的であろうと、永久的であろうと、⁽²⁾ 差止を入手できる。

損害防止差止 (quia timet injunction) (quia timet = because he fears) は、権利侵害 (injury)、実質的損害が未発生の段階で、それらの発生が差し迫っている状態の中で、原告を保護する差止であるといつてよい。普通、差止めが付与されるには権利侵害があり、損害賠償で十分損害を救済できない場合が原則だが、その権利侵害が未発生の段階で付与される損害防止差止であるために問題が多く、その差止の裁判要件の解明、及び損害防止の命令的差止 (mandatory injunction) の裁判要件の解明、おひに、損害防止の命令的差止に代る損害賠償の裁定、その裁定が拒否された場合の救済が重要でイギリスにつき述べよう。

Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件 [1970] A.C. 652 や、命令的差止が損害防止差止と解釈された (Lord Upjohn)⁽³⁾。これには批判もあり、ふれるところにある。

第一章 損害防止差止裁定の要件

損害防止差止裁定の要件を述べる。

まず、原告の権利が侵害されるであろうといふ。詳細に説けば、権利侵害 (injury) 或は損害 (substantial damage) の発生する蓋然性が強いこと (ほぼ確実なこと)、及び権利侵害や損害の発生が差し迫っていること (imminent) である。

権利侵害の損害の発生する蓋然性につき、蓋然性の程度の絶対的基準がなく、「要するにいいでのねらいは、関係事情をすべて考慮した上で当事者間の正義である。」との判決がある。⁽⁴⁾この判決では損害防止差止裁判が過去よりも容易に認められるが、Lemos v. Kennedy Leigh Development Co. Ltd. (1961) 105 S.J. 178, C.A. と調和しがたく、その上、損害防止差止が付与されたとの判決が必要だったのは、本件でただ、Lord Cairns' Act 下の損害賠償裁判の根拠としてあるといわれる。⁽⁵⁾

Lemos v. Kennedy Leigh Development Co. Ltd. は、「十分な訴訟を基礎づける損害の切迫性を否認した」例である⁽⁶⁾。

次に、コモンロー上の損害賠償が十分な救済にならない場合⁽⁷⁾。損害賠償が十分な救済とならない場合は二つあり、一つは、金銭をもってしては償うことのできない損害の生じる場合であり、他は、損害が継続的又は反復的に生じて損害賠償で十分な救済を得るために、損害賠償請求の訴を何回も重複して提起しなければならない場合だと、一般に説かれている。これは、差止裁判一般にあてはまる。

第三章 損害防止の命令的差止の裁定要件

損害防止の禁止的差止の裁定要件は、前述した要件で十分といふ。あるいは、これらの要件以外の特別事情が発生すれば、これらの特別事情をも考慮して、「公正か便宜」(just or convenient) の場合に、裁定される⁽⁸⁾こととなるエクイティ裁判所の裁量である。

ところで、損害防止の命令的差止の裁定要件を論じたものに、Morris 事件の Lord Upjohn の意見がある⁽⁹⁾。

次のように述べる。

- (1) 損害防止の命令的差止が許与される場合は、深刻な損害 (grave damage) が将来自分に発生する非常に有力な蓋然性を立証する場合で、「timeo」=fear 心配する、では十分でない。⁽²⁾ 控えめに、注意して許与される。
- (2) もし、そういう損害が発生すると、損害賠償では十分な救済とならない場合だ。
- (3) 将来予想される違法行為の蓋然性を予防したり減少したりする作業遂行の経費が、被告に負担させられる点が、考慮すべき要素となる。

(a) 被告が隣人の権利を無視して活動してきたり、被告を出し抜いたり、裁判所の管轄権（当該差止付与の）をうまく逃れようと試みたり、つまり隣人に對して理不尽かつ不合理に活動してきた場合に、理不尽かつ不合理な活動の矯正 (repair) を命ぜられる。経費如何にかかわらず、矯正のために積極作業の実施を命ぜられる。⁽¹⁾

(b) 被告が合理的に行動し、将来の結果が違法状態になれば、被告の初期の活動を積極的作業で救済する費用が、二つの理由から非常に重要となる。第一は、法律上の違法行為がまだ発生せず（そして、原告がコモンロー上もエクイティ上でも償われていない）、しかも決して発生しないか、たとえ発生しても予想をはるかに下回る規模でしか可能性がない。第二は、結果的に大損害 (heavy damage) が発生しても、コモンロー上の訴訟及びエクイティ上の間接救済を利用できるので、決して不利益 (prejudiced) にならない。

そこで出費額と原告のこうむる損害とを比較して被告（単なる潜在的違法行為者である）にその出費を負担させるとなると不合理な場合、裁判所は、上述の場合に応じて管轄権行使する。もちろん、ここまでしなくとも、原告の土地に生ずるそれ以上の権利侵害の蓋然性を減少するだけの積極作業実施の義務を課してもよい。⁽²⁾

(4) 差止の内容が、被告に何をするのか正確に教示する程に具体化されており⁽¹³⁾、その実施にあたり請負人に適切な指示ができる位でなければならぬ。

以上述べた損害防止の命令的差止の裁定要件は、Lord Upjohn が Morris 事件で土地支持の除去（withdrawal of support）の原状回復のために積極的作業の実施を命ずる損害防止の命令差止の裁定の可否を判定するにあたり、その特殊事情を考慮しつつ樹立した裁定要件であることに注意すべきである。事案は、注(9)を参照。その事件で、Lord Upjohn は、損害防止の命令的差止の裁定を拒否したが、上記の四要件につき検討した。

(1)の要件 深刻な損害が発生する有力な蓋然性が、そなわっている。

(2)の要件 損害賠償が十分な救済にならないこと。けだし、さらに損害が発生するのか、もし発生すれば、規模はどうか、——証言では非常に実質的という——は誰も見分けられぬから。

(3)の要件 被告の行状は不合理でなかつた。ただ違法な（結果を生む）だけだつた。今後の損害を防ぐ適切な可能性をもつ、合理的で費用の高すぎない作業の実施義務を課すのがよい。或いは、差止命令申立の許可を与えるだけでもよかつた。

(4)の要件 命令差止の用語が実施作業内容を指示せずに、無制限の支持回復義務を課している。それは、原告の専門家の証言に述べられた救済作業の実施経費の三万ポンドを超えるであろう。それに比し原告の損害は、一千ポンドである。

こう判断した上で、Lord Upjohn は、損害防止の命令的差止を取消したのである。⁽¹⁴⁾

ところで、損害防止の命令的差止の範疇に属する例として、Lord Upjohn は、上述の土地支持の除去の原状回復の差止をあげている。「しかるに、損害防止訴訟とは、予想される法律上の違法行為の停止のため、或いは、権利侵害が差し迫り、又はそのおそれがあるのみで原告の権利の侵害がまだ全く発生していない場合、或いは訴訟原因の未発生の場合」(注(1)参照)、提起される。そこで、権利侵害を未然に予防するためには、差止の内容は、権利侵害を惹起するに至る行為の禁止・抑制(prohibit・restrain conduct)の形式をとるに至るのが普通であるといえる。原告の窓の採光権を侵害し生活妨害(ニーナンス)を惹起させる規模の建物を建築することを禁止する禁止差止が、例である。

他方で、命令的差止は、被告が原告採光権妨害となつた建物を建てたり、通行権の妨害になつた建物を建てたりして、権利侵害の永久的原因をつくった場合に、その建物やその他の損害の原因を除去して、原告の権利の原状回復を命令するものである。例えば、建物の一部の取壊しを命ずる内容となる。⁽¹⁵⁾こう一般に説かれているが、この場合の命令的差止は、通常の、即ち、損害防止でない場合であり、そこではすでに権利侵害や訴訟原因が発生し、原告に損害が生じており、その原因を将来に向つて排除するために積極的行為を被告に命令されるのが、特徴である。

損害防止訴訟では、そうでない。まだ、権利侵害や訴訟原因が発生せず、しかし、権利侵害や訴訟原因をもたらす行為が差し迫っているために、その権利侵害や訴訟原因の発生を未然に防止するためには、被告がその行為の実行を禁止される(これが禁止的差止)。ところが、そのままで権利侵害や訴訟原因の発生が防止できれば、原告の救済が完全になるが、もし被告がその行為を禁止されるまでにすでにその行為の半分を遂行していると、たとえその時点で行為を中止しても、将来の権利侵害や訴訟原因の発生が予想され、危険の差し迫つている状態がそのままに放置され

る結果になる。この状態を修復し、将来権利侵害や訴訟原因の惹起される蓋然性の全くない原状に戻すための積極的行為が、当然必要になるであろうと思われる。積極的に特定行為の実行を命ずるのは命令的差止であるとするべく、この場合の差止も権利侵害の発生を未然に防止する効果をもつので、損害防止の命令的差止と呼ばれるといつてまちがいはないであろう。

ところが、この流れにかかわらずに Lord Upjohn は、Morris 事件でおよそ次のように意見を述べている。『(地滑りを起こした、被告の採掘による土地支持除去という) 不法行為的活動の停止、及び、土地に生じた損害の賠償の裁定は、土地の所有者がコモンロー上、エクティティ上資格がある救済のすべてである。それでも、コモンロー上不利益でない。以前の支持除去の結果として再度の地滑りが発生すれば、この新しい損害に別の訴訟を提起でき、別の損害賠償と差止とを要求できる。しかし、裁判所のこの管轄権があつても台なしにされぬために、エクティティは損害防止訴訟を発明した。現在惹起されていざ、その上、そういう差止申立人がコモンロー上救済も受けられないのに、予想される法律上の違法行為 (legal wrong) を予防する訴訟である。……(略)……この損害防止訴訟が適用されうる事件には大きく二つのタイプがある。第一は、原告に被告がまだ権利の侵害 (infringement) を与えていないが、原告か或いはその財産に補償できぬほどの損害を与える仕事の実行のおそれがあり、かつ、その意図がある (と原告が陳述する) 場合である。これは禁止的差止 (negative injunction) である。第二は、原告がすでにこうむつた損害に対してコモンロー上もエクティティ上も補償をうけたが、初期の被告の活動が将来の別の訴訟原因を結果するようなタイプの事件だ。この Morris 事件が、そうだ。被告が隣人の土地から支持を除去したり、被告が鉱山を掘る作業から土砂を堆積させたりして、それが原告土地へ脅威 (の結果) になった場合であり、これが命令差止許与の

エクイティー上の管轄権が行使される主たる場合だ。』⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

Lord Upjohn が、こので説明する事柄は、損害防止訴訟が適用されうるのに一つのタイプの事件があり、一つは、損害防止の禁止的差止のことであり、一つは、損害防止の命令的差止のことであるといえる。しかし、損害防止の禁止的差止及び命令的差止に共通している点は、権利侵害や訴訟原因がまだ惹起されていない場合であることは明らかである（第一章損害防止差止の定義を参照）。しかし、Morris 事件では、被告が土地の支持を除去した結果、地滑りが発生し、原告の土地に損害がすでに生じているケースである。これをどう調整するのかが、問題となつてくる。

本件 Redland Bricks Ltd. v. Morris [1970] A.C. 652 の事案は、原告が市場向菜園に使用している土地に、その近くで被告達がレンガ製造用の土の採掘をしたのが原因で、地滑り (land began to slip) が発生し、証拠によれば、たとえ被告達がその操業を中断しても、やがて地滑りが一旦停止してしまふのの発生しそうであると認定され、県（地方）裁判所 county court は原告に、①既発生の損害に対する賠償 (111五ポンド)、②損害が再度発生しないように原告土地に必要な支持を残したり、弱まつた支持を補強せずに土と粘土を採掘・移動して、土地の支持を違法に除去・引き戻し、差し控え、妨害 (interfere) するのを禁止する差止、③被告は、原告土地支持の原状回復のために必要なあらゆる処置を六ヶ月以内に講ずる旨との命令的差止、を裁定した。被告は、③の命令的差止のみに反対し控訴。控訴理由①損害賠償で十分補償されぬなど、②命令的差止の実施内容が不明確だ、③追加理由として、危険な土地の価格と差止実施経費とのアンバランス (11000ポンド、対、110,000ポンド)。控訴裁判所は、多数で命令的差止を有効と支持した。Lord Cairns' Act の適用のないことも述べた。被告が上告した。上告理由

は、(1)本件は命令的差止が許与されないと、大変深刻な損害が発生するであろうと、いう事件ではない」と、(2)Lord Cairns' Act の適用の争点や、Shelfer Case のルール適用の争点 (A.L. Smith のルールが不適用→命令差止を裁定した) は提起されるべきでない」と、(3)差止内容実施費用と被告の土地の市場価格とのアンバランス、等である。House of Lords は、上告を「*Lord Cairns' Act* は本件に適用されうる」(モンロー上の原理と何の関連もない) と述べ、命令的差止を取消す。Lord Cairns' Act は損害賠償ではなくて、後述のモンロー上の救済にゆだねた。

(注(9)参照) 以上が Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件の事案と判旨の概略だが、土地支持の原状回復の命令的差止を指して、Lord Upjohn は損害防止の命令的差止と呼ぶのである。本件原告は、すでに発生した地滑りに関して、モンロー上の損害賠償、将来の地滑りの発生防止手段として採掘禁止差止及び土地支持の原状回復のための命令的差止の二つを共に密接に関係した救済とした訴求したにもかかわらずである。

Lord Upjohn の説明によれば、いうである。本件の命令的差止の請求権は損害防止となる。というのは、すでに惹起された地滑りに対する損害賠償が裁定され、かつ、それ以上の不法行為的活動の実行を被告が制止するような差止が発給された結果、すでに生じた法律上の違法行為 (legal wrong) に対する救済は、原告にすべて論じ尽されているからだ。⁽¹⁸⁾ もちろん、土地の支持の除去の事件では、新たに発生する各土地陥没毎に、新たに別の訴訟原因が発生する。⁽¹⁹⁾ だから、Lord Upjohn の指摘どおり、おもむに別の陥没が発生すれば、原告がさらに別の訴を提起できる。これが、その説明である。

これには、批判がある。「原告がすでにいろいろな損害に救済 (redress) をえたなら、その同一の訴訟での命令的差止請求訴訟が損害防止と分類されるならば、一体全体、損害防止以外の命令的差止がありうると想像するのは、む

つかしい⁽²¹⁾。この争点は、おそらく命令的差止自体の入手に関する限りは、理論的重要性の域を出ないが（つまり実際上の重要性なし——筆者）、この争点は、Lord Cairns' Act 下の差止に代る損害賠償の入手と関連があるようだ。かかる損害賠償裁判の管轄権は、原告の差止請求資格が一応ありと推定されるか、にかかる。しかし、もうLord Upjohn の言外の意図のように、命令差止発給が裁判所に要請されていると見えない場合は、しかも原告に出来事の発生を待つて別の損害が発生すれば、別の訴訟を提起しなければならぬということにならむ⁽²²⁾。Lord Cairns' Act 下の差止に代る損害賠償裁判の可能性は、ほとんどなくなるようだ。多分、こういう事情から、Lord Upjohn の意見が、Hooper v. Rogers の本件に関連性を持たぬと、Lord Upjohn は述べたのだ。しかし、Lord Upjohn の意見が、控訴裁判所で、看過ないし無視された⁽²³⁾。

この批判の資料になったと察せられる元の文は、ジョロウイツツの見解だ。

「もし、原告の命令的差止請求が真に損害防止だったとすれば、その場合それ以外の命令的差止請求、或いは禁止的差止請求もことゝく損害防止とほとんど同一でなければならない。命令も禁止も両形式は、エクティマー⁽²⁴⁾上の他の形式の救済と同様、将来に向い、その目的は将来の損害から原告を保護することにある。損害防止という熟語は、訴えうる違法な行為をまだ被告が実行していない特殊なケースに用意されるのが一般だ。Lord Upjohn が Morris Case のその差止請求を損害防止と考察したのは、原告がすでに生じた陥没の損害賠償及び将来の採掘を被告に禁ずる禁止的差止を裁定されたからだ。不法行為があること既遂の場合に、同一の訴訟手続での別の救済の対象になつてきたからというそれだけの理由から、ある差止請求権を損害防止というのは、その熟語から学問上の用語たる価値を失わせることになると、敬意を払いつつ、いうべきだ」⁽²⁵⁾

「うして、ジョロウイツツは、一般に損害防止という熟語が訴えうる不法行為がまだ被告により実行されていない特殊なケースに用意されるべきだという立場かい。Lord Upjohn が本件で損害防止と呼んだ命令的差止を、損害防止でない通常の命令的差止であると考えるのである。そして、ジョロウイツツは、Lord Upjohn の考え方を批判する。「つまり、Lord Upjohn の声明の示唆するところは、Lord Cairns' Act が関連性をもたない理由とは、ただ地方裁判所判事の裁定した現実的命令的差止に原告の資格が認められなかつたからだ。Lord Upjohn の意見をとり、控訴審の二人の裁判官の意見に反対の立場に立つと、そつなるのだ。これは、あまりにも異常な提案なので、Lord Upjohn の真意でなかつたとみなすべからず。Lord Upjohn の声明の多くみが、本件に酷似する Hooper v. Rogers 事件の控訴審で看過ないし、無視されたのは辛いである。Lord Cairns' Act が関連性をもたぬという判決の声明が House of Lords で不幸にも発せられたが、Morris 事件は無視しえないまでも、充全のエクイティー上の救済に代る損害賠償を裁定する裁量的管轄権を取扱つておらないとみなされるべきだ。」⁽²⁸⁾

ジョロウイツツは、Lord Cairns' Act の適用される場合というものが、充全のエクイティー上の救済が認められた場合に限定する、つまり、Lord Cairns' Act の制定前の慣行（一八五八年以前の実務慣行）を尊重する立場からさらに前進して、充全のエクイティー上の救済が認められない場合やコモンロー上の救済にゆだねるべき場合にも広げて Lord Cairns' Act の適用を前向きに考えていく立場かい、上の批判を述べている。⁽²⁹⁾これを心に留めながらもなおかつ、損害防止訴訟は原告の権利侵害や損害の発生がまだ実現されずに権利侵害や損害の発生の差し迫っている状態において、その発生を予防するために発明されたものであると理解するのが適当であろう。そうでなくて、権利侵害や損害がすでに生じた場合にも、なるほど同一訴訟の別の救済で十分に尽しているからといって、命令的差止を

別の権利侵害（訴訟原因）の発生にそなえたのだと説明するのは無理だ。損害賠償と共に裁判された禁止的差止も将来の権利侵害の発生にそなえたものなのである。だから、呼ぼうとすれば、この禁止的差止もそう呼んで一向に差し支えがないのである。両方の差止の目的は一つで、再度地滑りの防止であり、再度の権利侵害の発生の予防である。ただ、行為の種類が消極と積極との相違があるのみである。両差止ともこの目的において密接な関係をもち、分離できないのである。この目的の同一性を重視すべきである（注（24）参照）。

もちろん、命令的差止を損害防止でない通常の差止と考えても、ジョロウイツツは、本命令的差止を裁定せず、Lord Cairns' Act 下の差止に代る損害賠償も裁定しないという。事件の内容から、そういう救済があるべきでないと一般的エクィティー上の裁量権の行使において裁判所が決し、その上、本件 Morris 事件は、今後の展開が不確定で将来の合理的算定が不可能なので、差止に代る損害賠償も裁定しないと判断したのである⁽²⁸⁾。結局、ジョロウイツツも本件をコモンロー上の損害賠償にゆだねるとの結論では、Lord Upjohn と同一の立場に立っている。以上で、損害防止の命令的差止の定義にかかる問題を終える。

第四章 損害防止の命令的差止に代る損害賠償

損害防止差止に代る損害賠償とは、損害防止差止が審理時に差止認容要件がもはや消失したとか、当事者の行状以外の事案の特殊性から差止が拒否されると、その差止に代り Lord Cairns' Act 第1条に基づいて裁定される損害賠償のことである。

損害防止差止に代る損害賠償の裁定は、Lord Cairns' Act 制定後も長い間、暗黙のうちに行使されてきたが、こ

の結論を正式に出したのが Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. v. Slack [1924] A.C. 851 である。本件は、禁止的差止に代る損害賠償の裁定である。この事件を詳述しておく。

事案は、被告 Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. が建て直している建物が、原告 Slack の ancient window, つまり採光権 ancient light の脅威られた窓に妨害をしてくるとして、原告から被告に対する、建築統行の禁止及び建築済の建物の撤去を命じる injunction および damages を請求した（請求内容は House of Lords の Viscount Finlay の判決冒頭に記された）。〔1924〕 A.C. 855。一九二一年五月一五日、High Court の Chancery Division, Romer Justice が判決した。Romer J. は設計通りと完成すると建物が原告の採光権を妨害し訴訟原因が発生するが、現時点はそりまでの妨害が発生していないこと、建物完成してもロマンロー上の権利の妨害がないから、金銭で評価されうる、損害賠償で十分補償されうる、禁止差止が被告に酷になる。すると、Lord Cairns' Act 11条を適用し、Sheffer Case の Smith J. のルールを適用しようかが問題となる。Lord Cairns' Act 第11条の解釈が問題となる。「権利侵害をうけた当事者」とは、「エクティティー上の訴訟原因に資格のある人」即ち「エクティティー上の救済が拒否されるとすれば、約款・契約・合意違反や権利侵害を含む違法活動の実行により、ロマンロー上権利侵害を将来こうむるであろう人」のことである。損害賠償が差止に代り裁定される場合は、その損害賠償は許与される判決（禁止差止を下す判決）の下される 당시に、まだこうむらない権利侵害に関連して常に許与される必要がある。だから、「権利侵害をうけた人」とは、ロマンロー上回復されうる損害賠償をこうむった当事者のことではない。そうでないと、ロマンロー上の権利侵害がすでに存在する場合に、将来のロマンロー上の権利侵害に関して損害賠償を裁定する管轄権をなぜエクティティー裁判所が与えられたのか、及び現在においてそういうロマンロー上

の権利侵害が全くない場合に、同一の管轄権を持つのがなぜかわしくないのかというその理由がわからぬ。先例がなければ、本件で差止に代る損害賠償を裁定するのだが。判例をみる。 *Drefus v. Peruvian Guano Co.* (1885) 43 Ch. D. 316 が、エクイティ裁判所はコモンロー上の権利侵害を含む違法行為がまだ実行されていない場合（ジョン・フレイ裁判事）、或いは、用語の通常の意味の損害が惹起されていない場合（ボーウィン判事）に、エクイティ裁判所は損害賠償裁定の管轄権がないと述べた。*Cotton 判事*、*Fry 判事*の *Drefus v. Peruvian* 事件の事実認定の見解によれば、この争点は決定を必要としなかった。Bowen 判事がとった事実認定の見解ではこの争点は問題となり、或いは、彼の結論に達するために必然的に決定されたと考えられた。Romer J. が、この判決の表現こそ本争点に解決をつけたものと評価して、Lord Cairns' Act を適用せずに、損害防止の禁止差止の許与に賛成し、その差止を認めた。

被告は控訴した。控訴裁判所は、本案に入らずに、損害防止差止は Lord Cairns' Act の適用がないとする点にて判決を下した。間接的は、Romer J. の判決を支持したことになった（多数意見 Lord Sterndale M. R., Warriington L.J. 少数意見 Younger L.J.）。

Lord Sterndale M.R.

Lord Cairns' Act 11条の言葉は、控訴人の主張に有利だ。違法活動の実行や継続を禁止する差止をがたり、損害防止訴訟が本法の制定者に周知されていたに違いないと考慮して、「実行」と「継続」との言葉は、将来の違法活動及び実行中の違法活動を、本条により与えられた権限の中に含めることを暗示するのだ。本条にあらゆる違法活動が含まれることも記憶すべきだ。将来の権利侵害による損害賠償の算定がむつかしいが、それはコモンロー上の権利侵

害になるであろうと宣言をして、損害発生後に損害調査申立の自由を与えるとよい。被控訴人は、本法が訴訟手続を取り扱う法律であり、「権利侵害をうけた当事者」の言葉を、その人のために損害賠償が算定されうる人を指示すると考える。本法のタイトルが、「エクイティー高等裁判所の訴訟手続経過を修正する法律」であることを重視すると、権利侵害が切迫している人に損害賠償訴権を認めることこそ、手続修正にとどまらず、新しい訴権になる、といった。

全体として、判例は別にして本条の広い言葉がその管轄権を与えていたこと、損害賠償の算定が困難であれば、その行使をしないことだ (p. 442)。

判例はあるのか。拘束する判例ではなくて、上述した *Drefus v. Peruvian Guano Co.* の控訴裁判所の傍論がある (*Cotton, Bowen, Fry L.JJ.*)。三人の判事の一致した意見は、その管轄権がないことを明白に示している。そこで、*Bowen L.J.* 曰く「被控訴人側弁護士 *Horace Davey* は、……コモンロー上不法行為が全く存しなかつたと推定した (assumed)。だが、損害賠償を付与するに誤りはない」と。けだし、*Lord Cairns' Act* がエクイティー裁判所に管轄権を付与したが、その内容は違法行為がコモンロー上、全く遂行されておらずに、しかも、権利侵害のおそれがあるときにも差止を求める管轄権を発生するのがおかわしく、その結果、差止に代る損害賠償を付与するに至るのだ、と述べた。私の意見では、*Lord Cairns' Act* の二条は、エクイティー裁判所にそういう管轄権を付与しなかった。本条はエクイティー裁判所が差止申立をよろこんで受け入れる管轄権をもつ事件であれば、すべてにおいて適用されるが、エクイティー裁判所が本条で与えられた唯一の権限は、権利侵害された当事者に損害賠償を裁定することであり、それは、損害が発生した場合の損害賠償のことである。*Cotton L.J.* も同意すると私がいうのに、正当な

理由がある。……私の見解は、故 George Jessel M.R. に採用された見解である。」

Drefus 事件の Fry L.J. も⁽³²⁾、「私が全く同意するには、Lord Cairns' Act の問題に Bowen L.J. が述べてゐる内容である。その法律は、違法行為が実行された場合にコモンロー裁判所によりなされるのと異なる範囲の損害賠償を付与しておらず、エクィティ裁判所に許可する。ただし、差止に代えて損害賠償を付与することが許されるからだ。(ノリド、Fry L.J. は、Fritz v. Hobson の自分の決定に⁽³³⁾かかる)しかし、違法行為が実行されなければ、私に思われるならば、Lord Cairns' Act が損害賠償付与の権限を付与しない。」

Cotton L.J. がい⁽³⁴⁾た。「Lord Cairns' Act は、Fry L.J. が述べたことに同意する。」

三裁判官の以上の一致した意見が、本法はエクィティ裁判所に¹¹の管轄権を付与しないとの明確な声明の最たるもの、と私は考へても当然だつたら。これが過去三〇年間に数件の事件で現にあつたように、引用される毎に上述の言葉にあてられた意味である。

控訴人 (Leeds Industrial Co-operative Society Ltd.) の主張は、しかる Drefus v. Peruvian Guano Co. の事件の事案が特異すぎるので、上述の言葉をその事案との関連の中で考察しなければならず、そうすると三人の裁判官が実際に述べたことや過去三〇年間ずっと理解されてきた意味のつもりでないであろうと、思われるという。私は、この傍論を解釈している他のエクィティ裁判所にすべて、同意するといつて満足だが。控訴人がいう主張に敬意を表して、引用された事件の事案を調べ、三人の裁判官の意見がこの論争そのものに基づく主張の上に基礎を与えられていることを立証する必要がある。この意見は、Cotton L.J. と Fry L.J. のども事実認定によれば不要だが、少数派の Bowen L.J. のみの事実認定によれば必要となる。

Drefus 事件の事案は、次の如し。ペルー政府が糞化石(guano)の荷物を特定の条件である会社に販売委託していた。しかし、会社が約定の立替払いの継続を拒否した結果、ペルー政府は所持している船荷証券を、原告が取扱ってもよいように原告に送った。積荷は被告が傭船した船舶に積み込まれていた。被告が積荷の管理を保持できだし、その資格があると主張した。積荷は一部到着したり、一部まだ洋上にあった。被告はそれらを管理し、管理権を行使して、あることを実行した。House of Lords は、その行為が積荷の不法占有にあたると判決した。原告は被告と船長を相手に訴訟開始令状を発し、かつ、差止を申立てた。差止の審理で、同意命令が下り、被告が到着中の積荷を商いし売上高を報告すべし、とされた。船長は請求棄却になる。本命令には、訴訟上の当事者の権利を不利益にしないと、明言されていた。数カ月後に収益管理人の命令が下された。Bacon V.-C. が本訴を審理した。Bacon V.-C. は、被告の占有が違法行為になり、換価経費を控除せずに売上高を計算せよ、と被告に命じ、被告の不法占有による損害の調査を命じた。控訴裁判所で支持された。被告は上告した。House of Lords は換価経費を被告に認め、命令を修正し、損害賠償調査に口を出さなかつた。主席書記官がその調査を判定し、実質的金額を裁定した。算定方法は換価時以後の売上金に基づき原告の利子損失を損害賠償とした。それ以前の時点をひととむでもあた。House of Lords は、被告の占有開始時以後、違法行為になつたと判定した (Lord Watson [1892] A.C. 166 at p. 185) より、それがなければ原告が洋上の積荷を売れたである (Lord Field [1892] A.C. 197) より、被告が High Court の Kay J. に損害賠償証明書の修正を申立てた。House of Lords の決定が、被告の占有が違法行為でなかつたと暗示しているから。申立は、棄却された。被告は控訴した。ヘンリー・Cotton L.J., Bowen L.J., Fry L.J. であった。控訴理由は、同一の理由だ。Cotton L.J. と Fry L.J. は、Kay J. と同じ見解をもつ。最も Bacon V.-C. の

説

決定、つまり占有が違法行為であり損害賠償の調査の命令が、House of Lords の修正判決にかかわらず、有効だと
 いうことだ。Bowen L.J. は異なる見解をとり、被告の占有が違法行為と判定されないと事実認定した。すると、原告側の Sir Horace Davey 弁護士が、当面の争点を提起した。曰く、被告による違法行為的占有がない、だから違法行為的占有を実行しそうだったので、原告に損失 (loss) を惹起させたのであり、そこで不法占有が差止で抑制された場合があるので、原告は Lord Cairns' Act の下で、差止に代る損害賠償への資格があると主張した。(レリ
 そ、まさに本争点だ。控訴人 Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. の弁護士が、差止はややねしくな
 けだ) Drefus 事件の原告側弁護士 Horace Davey 倭の主張では、たゞ現実に何の損害もこうむっていなくても、
 そういう損害賠償が与えられると示唆したが、しかし、これは Lord Sterndale M.R. により、ありえない主張だ
 と常に考えられてきたし、明らかに正しかった。⁽³⁵⁾ Bowen L.J. は Horace Davey 倭に、二つの返答をした。①
 現実に違法行為が実行されていなければ、エクイティ裁判所に Lord Cairns' Act は、損害賠償付与の管轄権を
 与えないから、損害賠償は付与されない」と、②原告は命令に同意し、その合意に基づき金銭を損したにすぎないか
 ど、原告は事実上何の損害もうけていない」と。①が、②の問題に関係している。(レリ
 れれた〔1892〕 A.C. 166)。この傍論が、Davey L.J. が担当した控訴裁判所の、Martin v. Price [1894] 1 Ch.
 事件で、理由付けにより上げられた。この事件で Lindley L.J. が次のようく述べ、Darvey L.J. も賛成した。
 「まだ実行されず単に危険があり意図されるにすぎぬ権利侵害の補償として損害賠償を裁定する管轄権があるのか否
 かは、困難から解放されていない。一方では、当裁判所が、Drefus v. Peruvian Guano Co. やその管轄権を認め
 ない明白な意見を表明した。他方で、その管轄権の存在がよく普通に前提とみなされた」、その見解を支持する有名

な裁判官の批評が、いくつがある。Holland v. Worley⁽⁴⁷⁾ や故 Mr. Justice Pearson が、差止に代る損害賠償を裁定した。その差止は予防的であり、命令的でなかった。この争点は、重要で決定をひき延ばして当事者を待たせるのは正しいと考えぬ。」ソハド、Lindley L.J. が、たとえその事件でその管轄権があつたとしても、それを行ふのがふさわしくない事件だと付言したにいどめる。

もちろん、この結論が本争点を再考し、傍論から異なる結論を控訴裁判所がとることを許すことになるが、傍論の意味に疑問点がなく、傍論が支持されると解決を見たことになる本争点が、その判決にはつきり述べられている。事件の特殊な事情を考察しても関連性はないようだ。Lindley L.J. が、Holland v. Worley や、並びに Pearson J. が、Allen v. Ayres [1884] W.N. 242 やしたように、管轄権を行使したところが、両事件とも本争点が提起されないとなかつた。本争点が仮定された批評が、他の裁判官になされども、Aynsley v. Glover (Jessel M.R.) を除いて、どの事件を指しているのか不明だ。

控訴裁判所の傍論を参照した次の、Shelfer v. City of London Electric Lighting Co. [1895] 1 Ch. 287⁽⁴⁸⁾ の A.L. Smith L.J. が、(彼は Martin v. Price の担当裁判官でもあつた) らへ、「Lord Cairns' Act 11条に制限解釈をおこす唯一の拘束力ある判例は、Drefus v. Peruvian Guano Co. であり、控訴裁判所は、まだ実行されずただ切迫している権利侵害のために、損害賠償を裁定する権限を全くもたぬと判決した。」([1895] 1 Ch. 287, 319) 傍論を拘束力ある判例といふのは評価しすぎだが、傍論中の結論に疑問をもたないことを A.L. Smith L.J. の言葉が示す。Smith L.J. らの見解を、Cowper v. Laird⁽⁴⁹⁾ の Lord Wrenbury (当時 Buckley J.) 及び、本件 Slack 事件の Romer J. がとる。傍論の正しさに問題はあるべからず、不賛成とか反対の非難が注目した事件に見ら出せ

ない。Drefus 事件の意見を控訴人 Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. が賛成して重大な傍論でないと説

主張しても、この事情の下では根拠がないと思われる。

また控訴人 Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. が、傍論が万人が理解した意味である筈はない、もしも
うふされれば、それ以前の事件と内容が一貫せず、⁽⁴¹⁾ Chapman, Morsons & Co. v. Guardians of Auckland
Union (1889) 23 Q.B.D. 294 の判決とは一致せずと主張する。Bowen L.J. は、この事件の担当者であった。傍
論は管轄権が仮定された事件と一貫しないが、Lord Sterndale M.R. の言及したこの事件の陳述と一貫しない
なんて考えない。その事件の端的なる争点は、訴訟通知の必要性の有無であった。差止めを求める古いエクイティ上の
訴訟だから、公衆衛生法の適用なしとされた。令状発給前にリコーサンスが発生しないが、判決の前に発生してお
り、差止めに代る損害賠償が裁定された。令状発給時に損害賠償の訴訟原因がなかったようだ。もしそうであれば、
Chapman 事件は、Fritz v. Hobson (1880) 14 Ch. D. 542 (注(33)参照) の判断を拡張解釈したならば、そういう
場合に令状後に生じる損害賠償が、発給後にも生じる訴訟原因に関して与えられるのを許すことがありうる。これ
が Drefus Case の控訴裁判所の心に浮かんだとは確信しない。たとえそうであっても、それは令状の当時又は判決
当時に実在しない訴訟原因に関し損害賠償が与えられるとの結論を含まないのは確実だ。Bowen L.J. がそこに矛盾
があると考えたと思わぬ。けだし、Chapman 事件が上院の Drefus 事件の原告の Horace Davey 卿の陳述の中
で、Bowen L.J. に引用されたのだから ((1889) 43 Ch. D. 316 (C.A.) p. 324)。とにかくたゞ、矛盾があつて
ゆ、Cotton, Bowen, Fry の三裁判官がそういう意味を表明する可能性があまりにもなく、或いは、それを表明す
るに不注意すめたので、結果は彼らの用いた言葉がその後の審理された裁判官に誤解され、それが三〇年も続いたと

確証されたとは、思えない。

傍論に異なる種類があり、重要度も異なる。事件に提起されない争点について意見の出まかせの表明と呼ばれる場合や、事件の判決に必要でないがエクイティ裁判所に明らかに提起され、論証されたある争点の十分なる考察の後に提出された意見の熟慮の上の表明の場合もある。後者の傍論に反対の判決を出すことは他の裁判官に許されているが、前者より後者の傍論にずっと重要性がおかれる。Drefus v. Peruvian Guano Co. の傍論は、後者である。争点は裁判所に明らかに提起され、論ぜられ、Bowen L.J. の採った事実認定の見解に基づけば、そうなるのは必然的だった。十分な機会がその考慮にあてられた。大変注意深い考慮が払われた。Cotton L.J. に相談した。両裁判官も同意を表明した。

Fry L.J. が Fritz v. Hobson から一步進んで、本管轄権を推定しようと考察していった。Pearson J. の前の Holland v. Worley と Allen v. Ayres の事件、Jessel M.R. の前の Aynsley v. Glover の事件は、Drefus より以前であり、争点が提起されていなかった。Martin v. Price は、傍論に反してその争点を決する」とが我々に開かれていると示した。我々は、そうすべきか。110 年以上も昔にそうして注意深く考察されて後に与えられたそういう重要な意見が、その間しばしば言及、考察され、かつ否認されてこなかったので、もし変更されるとすれば、上告の最終審でのみなされるべきであり、同等の管轄権をもつ控訴裁判所でなされるべきでない。控訴棄却。

Warrington L.J.

争点が二つある。第一は、損害防止の禁止差止に代る損害賠償を裁定する管轄権があるのか、第二は、もしそれが存在すれば、その管轄権の行使が明白に裁量的であるので、この特殊な事件の中で、それが行使されるべきか否かで

ある。現在我々が関心をもつのは、第一の争点のみである。

その管轄権は Lord Cairns' Act により授与されて、その争点は二条の真の解釈にかかっている。損害賠償がそれに代り授与されうる差止のうやに、違法活動の継続に反対する差止と対照に、違法活動の実行に反対する差止を含むことがみられるであろう。じくに光の妨害を禁ずる差止を求める訴訟では、訴訟の大多数は訴えられた建物の建築前に提起され審理にもつてこられる。けだし莫大な費用の建物の取壊しの命令的差止の許与に不本意だから。そこで、エクイティ裁判所 (Court) の訴訟手続の一つの欠陥を矯正する規定の有効範囲からその種の訴訟が排除されたと仮定するのは困難だ。もし本条にあるのがそれだけとすれば、違法活動が現実に実行されていないが、起こりそうで、かつ実行が意図された場合に、差止に代り損害賠償が裁定されてもよいことが合理的に疑いがないと考えてよいと現に私は打ち明けるのだ。しかし、この解釈は専門用語の「損害賠償」の使用、及び損害賠償を裁定される人として「権利侵害をうけた人」への言及、と一貫しない。趣旨が、厳格な法的意味での損害賠償が裁定されうる権利侵害をうけていないと仮定される場合に、差止に代る「損害賠償」を代替する権限を付与するのであれば、できれば、今問題の語句にその趣旨に反しない解釈が与えられるべきだ。「損害賠償」は、本法がなければ差止で禁止されるのが常だったことに対する金銭賠償と読みうること、及び、「権利侵害をうけた当事者」とは、エクイティ裁判所で、もし禁止されなければ彼に権利侵害を加える脅威及び意図を確証するので、救済への資格がかつて認められた当事者と読まれてよいと判断するのに支障がない。別の判例がなければ、本件のような場合に管轄権が存在すると私は結論すべきだ。本裁判所はそうすべきか。

Drefus v. Peruvian Guano Co. 事件で三名の裁判官 (Cotton, Bowen, Fry L. J.J.) が、本法は違法行為が全

く現実に実行されていなければ、損害賠償を裁定する管轄権を付与していないと意見を表明した。Bowen L.J. は、「弁護士に知られたその用語の通常の意味の、損害が少しも発生しない場合に、H. タイティー裁判所が損害賠償を与える権限を全くもたないとの意見を私はもつ」((1889) 43 Ch. D. 316, 333)。Fry L.J. は、Bowen L.J. に同意した ((1889) 43 Ch. D. 316, 342)。Cotton L.J. が、相談をうけ、同意したと確認された。

Bowen L.J. は少数意見だったが、同僚と争点では同一の結論に達した。争点は慎重に議論された。

控訴裁判所の三名の裁判官が慎重に表明した意見を無効にするために「傍論にすぎぬ」というのでは十分でない。現実に十分に考慮されていないある争点に、たまたま表明された見方でなく、その事件の判決に必要であるかのよう同一の注意と慎重さで結論に達し、そして表明された。絶対的拘束力をもたないが、変更がなされたとか、古い判決と一貫しないと我々が発見しない限り、意見は遵守すべきであるほどの重要性を備える。

Drefus 事件は三二年以上も前の判決で、House of Lords へ上告されたが、どの裁判官にも争点が言及されなかつた。House of Lords の裁判官達は一つの訴えうる違法行為が実行されて、ロモンロー上の損害賠償裁定を正当化するとの結論に達した。

次に本争点が Martin v. Price で、言及された (注 (36) 参照)。この事件は、現実の権利侵害及び切迫した権利侵害があった。Kekewich J. は、この両方に代る損害賠償を裁定した。控訴裁判所において主張された内容は、切迫した権利侵害につき——それは単に現実的権利侵害の継続ではなかつたが——損害賠償裁定の管轄権が全くないことを、それにたとえ、その管轄権があつても、この行使されるべきでない」とであった。裁判所は第二の根拠の上に立ち、控訴認容した。A.L. Smith L.J., Davey L.J. と判決を出すにつき、争点の管轄権につき Lindley L.J. は、

う。当裁判所（控訴）は、それにつき二人の裁判官が決心しなければならぬと考へたようなので、その問題がある程度未決定だとみなしだと受けとひれて然るべから ([1894] 1 Ch. 276, 284)。しかし、Lindley, Smith, Davey の二人の裁判官が、Drefus 事件に従うべきだと決心した可能性あるべから。

Drefus 事件が次に言及されたのは Sheller v. City of London Electricity Lighting Co. [1895] 1 Ch. 287, 319 と A.L. Smith L.J. によれば、「拘束力のある判例」みなわれた。再び、Cowper v. Laider [1903] 2 Ch. 337, 340 や Buckley J. は Drefus v. Peruvian Guano Co. (1889) 43 Ch. D. 316 が拘束力ありのみなれの判例と述べた。

Drefus 事件で表明された見解 (the views) がそれ以前の判決と一貫しないとの示唆については、我々が発見するのは Pearson J. が Holland v. Worley (1884) 26 Ch. D. 598 と Allen v. Ayres [1884] W.N. 242 と/or、違法行為が実行されず、切迫してゐる場合に禁止的差止に代り損害賠償を裁定したが、その管轄権の存否は争われなかつた。Aynsley v. Glover (1874) L.R. 18 Eq. 544 や、管轄権の存在が仮定されたが、行使されなかつた ([1875] L.R. 10 Ch. 283)。他の引用された判例の内容は、訴訟以前でないとしても審理以前に、違法行為が現実に実行された事件、それより違法行為が継続しその損害がそれ相応に拡大した事件、命令的差止に代る損害賠償の事件、例えば Senior v. Pawson (1866) L.R. 3 Eq. 330 である。⁽⁴²⁾

全体からみて、争点の諸意見がその後の事件で破棄されたり、争点が提起された決定と一貫しないと、発見しない。いろいろ事情の下では、我々の前任者達の見解に従うべきだ。もしこれが正しければ、差止救済をその判決の日付の現状のままで付与する」とが、Romer J. の権限内の唯一の救済であった。被告達が、実質損害を含む違法行為

に相当する行為を実行しようとしていたから。控訴棄却。

Younger L.J.

第一審 (Romer J.) で、被告の建て替える新しい建物が採光権を侵害するに至るので、原告は禁止かつ命令の両形式をもつて、妨害抑制の差止を申立てた (motion)。令状発給時も審理当时も妨害は発生せずに、損害防止であった。新しい建物の完成時には、原告の採光権を妨害するであろうこと、訴訟原因を十分に原告に与えると認定し、もし完成されていたらとも、Shelfer Case の A.L. Smith L.J. 及び、Colls Case の Lord Macnaghten により指導された、差止に代る損害賠償を与えていたであろう。しかし、Drefus 事件は拘束力あるものとして取扱うべきだと感じたので、原告への権利侵害がただ切迫しており、かゝり、審理当時にさえ現実の違法行為が実行されていないので、差止に代る損害賠償の管轄権がない (第一の決定)。原告に差止への資格があり、永久的差止を許与した (第二の決定)。

我々の決すべき争点は、Romer J. の両方の決定が正しかったか、それとも一方のみが正しかったか、である。Romer J. の判決では、損害賠償が即座に救済として入手できないからとのみいつて、原告に訴訟原因があれば、差止め、被告にいかに酷で原告に利益がなくても、発給されるべきだと述べることになる。この命題を受けいれるにはためらう。この問題の最近の進歩をくつがえすことだ。最近エクイティ裁判所が、原告財産権の適切な保護に必要でない採光権に基づく差止めが、被告以外の第三者の利益をそことない、しかも、エクイティ裁判所が無視できない程度になつたと気づいている。建物開発計画を妨げ、社会にも被害が生じている。そういう事件で、House of Lords が Colls 事件で下したルールと慣行の修正とが、差止訴訟を減少した。差止めもはや当然には付与されず、現実の損

害は満足的な相当金額に換算されない。やむを得ない妨害は裁判所にめんどうをかけなくなつた。
しかし、Romer J. の判断した立場では、こういう状態は長くつかない。かつてよりもさかんに差止が小細工して発せられるだらう。昔の訴訟手続の危険が、急速に悪い形で再現する。戦争でストップした建物開発計画と共に、差止めが復活するのだ。

119年前に（一八九四年）、第一の決定の争点が、Lindley (Martin v. Price) (注(36)参照) に大変重要だと述べられた。その時、未解決にされた。現在まで争点となるなかつた。一八九四年から一九〇四年まで、採光権事件で損害賠償が差止め代り裁定されるべきか、は争点にならなかつた。この間及び一八八六年から一八九四年まで、Parker v. Smith (1832) 5 C. & P. 438, Eng. Rep. Full. Rep., Vol. 172, 1043 に内在すると推定される説が下級裁判所を完全に支配した。否定されたこともあるが。説は、要役地所有者が制定法上の期間に、彼の窓を通して通過する慣行がある光の全体量に資格があり、その権利の妨害がトレスバスになる。これが確証されると、差止めが唯一の適切な救済であるといふ。多数のややこしい妨害の事件でも差止めが当然に与えられ、今の争点が実務上生じなかつた。現在の実務慣行を支持する基盤が、一九〇四年の Colles v. Home and Colonial Stores⁽⁴³⁾ [1904] A.C. 179 の House of Lords が控訴裁判所の決定 [1902] 1 Ch. 302 を破棄したので、吹きとばされた。光の妨害を抑制する訴訟を維持する権利のテストは、それがトレスバスか否かでなく、訴えられた妨害がニヨーサンスになるか否かである。重大なテストの第一は、取り去られた光の量が多量であるのではなくて、残された光がわずかの量であることだ。地域性、他の光源にも注意すべきだ。そういう事件で、損害賠償か差止めかを許すすべき場合にエクイティ裁判所のルールが、Lord Macnaghten により定められた ([1904] A.C. 179, 193)。「ある場合にはもちろん差止めが必要だ……しかし、

もし妨害が合法か否かにつき争点が現実に存し被告が公正に行動し非隣人的精神でなければ、エクイティ裁判所は差止よりも損害賠償に傾くべきだと考えたい。制定法がないのに、自分の財産を意に反して手放すように強いられるべきではない。他方で、採光権保護訴訟が金銭をゆする手段として利用されぬよう注意すべきだ。」当時のエクイティの慣行と完全に矛盾していたこの判決が、比較的に価値をもつ採光権事件で、新しい建物所有者には有利な新勅許状と同じものであつた。「損害賠償が十分な救済であれば、差止、とくに命令的差止は発給されるべきではない。」([1904] A.C. 212)。この判決が、ふさわしくない事件で差止裁定の苛酷な必要性という苦況から、エクイティ裁判所を救済した。従来のルールを書き直したにとどまるが、Court の権利と義務の再確認であり、最近の慣行よりも能率的にこれらの事件で、司法を管理することだった。私はノーリー Sheller 事件における Lindley L.J. の言い回しを適用し修正している。これは古くなり廃止すべきか？ それは、最良とはいぬ。例えば、ある建物の所有者が隣人として公平無私的心で計画設計図を採光権をもつ隣接の所有者の前に置き、建築工事前に効果的かつ事情に通じた訴訟手続の開始を可能ならしめる場合に、差止が許されない。他方、原告の申立以前に、訴えうる妨害を惹起するとのやめの被告に差止が許される。さらに社会一般利益がからむと、Court が「何ものも発給すべきでない」場合 (Lindley L.J.) に、差止裁定を強いられれば、不運であろう。もし被告にとり比較的に少ない価値しかもたぬ事件でのみ、損害賠償の裁定が認められるとすれば、一層悪い。

この事柄の権限は、採光権への妨害が主張された他の事件のように本件でも、エクイティ裁判所に正しいと思われる判決を下すのに、ひつたり適切である。

本争点は、Lord Cairns' Act 1条の解釈にかかるのだ。それには、本法制定前に、本件のような事例で、エクイ

説

ティー裁判所とコモンロー裁判所との状況と権限とを思いおこすのがよい。

計画中の新建物の採光権侵害が予想される場合には、その予想される権利侵害が回避できないからヒュクティー裁判所は予防差止 (preventive injunction) で介入するのが不变方針だった (Salvin v. North Brancept Coal Co. (1874) L.R. 9 Ch. 705)。切迫している違法行為により原告財産にとうてい償いえない権利侵害が生ずるので、損害賠償訴訟や十分な救済にならぬと原告が立証し、又は、ヒュクティー裁判所が最終的にそう決した場合 (Emperor of Austria v. Day and Kossuth (1861) 3 De G.F. & J. 217) にもそうした。⁽⁴⁴⁾ 差止が命令的でなく禁止的である、ヒュクティー裁判所は差止の救済としての異例性を無視したのはまれだった。しかし、訴状提出時に、又は中間差止を申立てる以前に、侵害建物が建築されて原告への損害が生じていれば、その権利侵害が十分に深刻で、かつヒュクティー上の資格剥奪事由—懈怠—がなければ、命令的判断を下すのが方針だった。

しかし、慣行に従い差止が「発給を許されない場合」だと判断すれば、コモンロー上の救済に追いやられた。

原告の採光権妨害に損害賠償を裁定する権限は、コモンロー裁判所に十分適切に存在する。永久的構造的妨害から原告の権利侵害が生ずれば、評価でき、かつ、回復できる損害賠償は、要役地の地価下落にあらわれるのですぐに受けた権利侵害に一回きりの、完ぺきな補償となる (Moore v. Hall (1878) 3 Q.B.D. 178)。現に、Back v. Stacey (1826) 2 C. & P. 465, 171 Eng. Rep. 210 が、この問題のコモンローを定めたといひよが、陪審が説示されたのは、損害賠償の範囲が、権利侵害の全体に及び、令状日付までに限られていないことだ (Colls 事件の Lord Macnaghten が指摘する [1904] A.C. 179, 186, 187)。しかし、コモンロー裁判所で裁定される損害賠償は、訴訟開始 당시に存した妨害から発生した範囲の損害賠償に限られた。訴訟開始 당시に妨害発生が切迫しているのみでは何

も裁定できなかつた。妨害が発生すれば新しい訴訟原因になり、別の訴訟を必要とした。これが悩みの種だつた。そして元来、エクイティ裁判所はこの場合に管轄権がなかつた。Lord Macnaghten が Colls 事件でいう ([1904] A.C. 188)。「エクイティ裁判所の活動範囲は、賠償できない損害の発生危険がある場合、或いは訴訟の重複防止に差止が要請される場合に、コモンロー上の権利を支援するものとして、差止許与されただけだ。」Lord Cairns' Act が制定されて、改善したのは、この状態だ。その二条は、エクイティ裁判所に新権限を与えた。訴訟手続の修正にとどまらない。もし「権利侵害をうけた当事者へ」の用語が、使用されていなければ、その結果が明らかだと述べて、Romer J. に同意する。「エクイティ裁判所が、違法活動の実行を防ぐ差止申立をよろこんでうけいれる管轄権を持つ事件ではすべて、つまり、違法活動がまだ実行されず単に切迫している事件において、差止に代る損害賠償を裁定できる。その言葉は平明のようだ。」本条は、純粹にエクイティ上の訴訟原因に関してそれ自身のエクイティ上の救済に代えて、それ自身のエクイティ上の救済と同じ位に広範囲な、コモンロー上の救済へ代替する権限を、エクイティ裁判所に与えた (Ferguson v. Wilson (⁽⁴⁾ 1866) L.R. 2 Ch. 77, 88)。その上、本法制定当時に、エクイティ裁判所に安定して行使されていた、これらの事件の予防的管轄権にかんがみて、もし損害賠償裁判権限がエクイティ裁判所に付与されるとすれば、これらの事件でその権限が付与されないとは、ほとんど考えられない。もし差し控えられると、制定法上の効果が、実に小さくなる。

そこでその権限が差し控えられなかつたこと、それどころか予想された権利侵害が訴状提出時や令状発給時にまだ始まらないか、或いは完了していない場合に、行使の可能性があつたことは、多年、疑惑や争点の対象にならなかつた。一八八九年一二月まで、判決と陳述とは一本の道を歩んだ。

例だ。一八六一年に宣告された二〇〇の判決である。Isenberg v. East India House Estate Co. (1863) 3 D.J. & S. 263 で Lord Chancellor, Lord Westbury ら、被告の建物の法に背く高さ全体が訴状の提出以後に建築されし、Lord Chancellor が控訴権や Lord Cairns' Act を適用し、第一審の記録長官が作成した命令的判決の維持を拒否し、原告のいふべきいた全損害の調査を控訴権でなくして命じた。

Senior v. Pawson (1866) L.R. 3 Eq. 330 で Wood V.-C. は、訴状提出時に損害がまだ認められていなかったとして審理に入り、Vice-Chancellor や Isenberg 事件の Lord Westbury がとつた方針をとった（注(42)参照）。

Pearson J. の二〇〇の判決、Holland v. Worley (1884) 26 Ch. D. 578 (注(37)参照) や Allen v. Ayres [1884] W.N. 242 で、本法の範囲を今述べたもとの如く仮定し、損害賠償が裁定された。約八〇年後の判決、ヨーロッパ裁判所の Drefus 事件 (1889) 43 Ch. D. 316 の裁判によった事件へ進む。第一は、Aynsley v. Glover (1877) L.R. 18 Eq. 544 で Sir George Jessel M.R. の判決で、Bowen L.J. が自説を支持するべく、Drefus 事件で参照した（注(38)参照）。されば、損害防止差止であった。記録長官は、採光権問題について、自分の意見を明確に叙述したかった。当判決は、中間差止申立 motion に基づき与えられたにすぎないが、それ以後ずっと最高の判例とみなされてきたのである。過言ではない。彼のふたび、本法は、その制定前にヨーロッパ裁判所が差止を許すやう慣行があつた事件にも、広く適用されるのは確実だ。この場合に、エクイティ裁判所は差止に代え損害賠償を裁定する権限を与えられていて、その権限が、この事件で原告が実施するといふがある濫用 (oppression) を回避するのに役立つてあた。これは Colls Case で Lord Macnaghten の意見の先取りだ）「もし証拠により原告のうけた損害がいく僅かで——二〇〇から二〇〇ポンム——、被告に大きな物質的・実質的損害が明白に発生する

事実があれば」 「差止に損害賠償を代えるたる、Lord Cairns' Act が私に付与した新権限に注目して、当裁判所が差止で介入するのを拒む事件であったと判決した。」 ((1874) 1 R. 18 Eq. 544, 555) 記録長官は、損害防止訴訟で始まりずっとそのままであった訴訟で、損害賠償を裁定する権限を明白に仮定して、と考へる。第一の判例は、Fritz v. Hobson (1880) 14 Ch. D. 542, 557 の Fry L.J. の平決だ。 「損害賠償が、差止で回復される全領域を回復しないと、差止の十分な代替物になりえない。差止に代り損害賠償を裁定する場合の障害によくなるのは、」の点だ。」 その管轄権が、少しもいゝ異議がとなえられていない。(但し、この事件は損害が訴状発給前にすでに発生したが、審理前に終止した場合だ。) Fry L.J. は、この後の一八八九年の Drefus 事件や、Bowen L.J. に賛成した。第三の判例は、Lord Esher & Chapman, Morsons & Co. v. Guardians of Auckland Union (1889) 23 Q.B. D. 294, 302 である。Bowen L.J. も拒否した。 Fry L.J. の上述の判例が引用されて、管轄権が明示的に肯定された (注 (41) 参照)。汚水の放流による将来のニューサンスの発生を防止する予防差止が訴求された。審理で Lord Esher は汚水放流のニューサンスはひどいわれるが、例外的な乾季においてだけだと認定し、審理当時ニューサンスは終了し、今後乾季以外再発しそうになかった。Lord Esher は、差止を拒否、一一五ボンド損害賠償を与えた。Bowen L.J. は、損害賠償が何かをいた。「令状発給時に発生していた過去数年間の損害に与えられたのではなく、後々に望まれなくなった差止に代替してである」 ((1889) 23 Q.B.D. 294, 302) といふ、Chapman 事件の原告が、公衆衛生法一八七五年の二六四条の訴訟告知を出していなかった。訴訟の客体が差止であり、かつ損害賠償が補助的であれば、訴訟通知は不要だった。しかし差止が拒否され損害賠償に代ると、もはや補助的でなく、ロゼンロー

上のニューサンス訴訟で回復される損害賠償になり、判決時に至るまで評価されるが、訴訟通知がないと回復されないと主張された。しかし、控訴裁判所は訴訟通知がないが、Lord Cairns' Act 下のエクイティー上の訴訟追行の方法に従い差止に代る損害賠償を与える権限をもつと判示した。Lord Esher が、その争点にふれる。「Fry L.J. が、Fritz v. Hobson で表明した見解が正しいと考える。本法が、エクイティー裁判所に過去の権利侵害に関する損害賠償を与えるのみならず、差止に代替して損害賠償を与え、それ故に令状が発せられた当時に予想された損害に関し損害賠償を与える権限を、付与した。その権限が存在したことと、訴訟がエクイティー差止を求める場合は、本条の訴訟通知の適用がありうるとは考えない。」((1889) 23 Q.B.D. 294, 302)

Bowen L.J. の判決も同様にいう。令状日付當時に予想された損害に「五ポンド」裁定する A.L. Smith J. (第 1 審) の権限を肯定した。「ふ」と A.L. Smith J. が、訴訟提起時に差止を求める善意請求権があり、差止は必要でなく、それに代る損害賠償が十分な救済方法であるとの結論に達すれば、彼にそういう損害賠償を付与することが許される。」((1889) 23 Q.B.D. 294, 304)

Sir George Jessel M.R. が Aynsley v. Glover (1874) L.R. 18 Eq. 544 で指摘したよろしく、Lord Cairns' Act 下で損害賠償が差止に代り付与されるか否かを考察する時期は、審理時である。中間差止申立ての発給原則は本法で変わらない。それに従い引用された判例が明日に示すのは、差止に代替する損害賠償を審理で裁定するエクイティー裁判所の管轄権は、令状当時に予想され切迫した場合のみならず、審理当時にも予想され切迫しただけの場合にも同様に存すると。前者が、Bowen L.J. に Chapman 事件で公表され、このうちに、後者の場合が含まれる。双方ともに、コモンロー上損害賠償が回復されない。もし訴状当時予想される損害賠償が回復され、審理当時予

想られる損害賠償が回復されぬとする、奇妙な結果になる。容認し Lord Cairns' Act の適用を回避するか。けだし、即座に中間差止を申立て、これに本法の適用はないので、審理まで有効に存続する命令を入手できるか。Lord Cairns' Act への権限は、命令的差止に代り損害賠償を与えるにしばしば主張されたとの異議にあらがもしなかった。現じるにこの事件で命令的差止がよく出された。しかしの主張はあやめいた。Lord Cairns' Act が、適用されるのは、命令的判断の救済が求められる場合のみならず、予防的差止の場合も同様だとの Shelter 事件の A.L. Smith L.J. の説明を吸収される ([1895] 1 Ch. 287, 319)。

以上の判例が、示すのは、本条が他の場合と同様に令状当時に予想される損害にも適用されるかとだ。本法で、令状当時権利侵害が予想されて、判決当時に終了した場合 Chapman 事件のみならず、採光権事件で損害及びその原因である建築が、全体か一部でも審理当時に予想された場合 Senior v. Pawson (1866) L.R. 3 Eq. 330, Holland v. Worley (1884) 26 Ch. D. 578, Allen v. Ayres [1884] W.N. 242, Aynsley v. Glover (1878) L.R. 18 Eq. 544 もである。予防差止に代えて損害賠償が付与されるに認められた (Shelfer Case)。この結論は不可避で、実に当然の結果だといふ。及ぶ、そう付与される損害賠償が差止の全領域を回復するか (Fritz Case) を示す。

しかし、Drefus 事件 (1880) 43 Ch. D. 316, 333 の Bowen L.J. の批評を検討するに至る。司法上の警告を思い出す。裁判官の批評はいかに無制限なようでも、第一に少なくとも、彼の前に現に存する事案との関連、及び、争点が当時の彼の心中に浮かぶままの討議状態との関連で理解されるべきだとの判例上の警告を大変よく知っている。しかし Bowen L.J. 並びに他の11名の同僚の心に浮かぶ状況が、結果において上訴で House of Lords により置き替えられたりとかひいてはそだ。

私の Drefus 事件への見方は、いふだ。Drefus 商会ペルーの Guano 会社との訴訟における争いは、ペルー政府が一八八〇年に船積みした糞化石の、一一隻の積荷の所有権に関するものである。グアノ会社は、政府との契約による有償受託者としてこれらの貨物を要求した。それらの一部を占有したり、一部の占有を要求した。原告達が名乗り出て、積荷が権利上は自分達に属すること、船舶の船長が会社へ積荷を引渡すの中止すること、会社の占有取得を防止する資格があると述べた。提訴は、一八八〇年四月二七日であった。「本訴は、その当時沖合にある積荷の所有権を回復し、それらの受領を Peruvian Guano Company に禁止する訴訟として取扱われたが、本訴はその会社による迫った受領を防止する差止入手のために Chancery Division に開始された。」¹⁾ たゞえ会社が訴の開始後に、権利の請求権の名目で品物の占有を取得したとしても、Chancery Division は、Lord Cairns' Act 下で損害賠償を付与する管轄権をもつていたのであるらしいが否定されなかつた。」²⁾ Kay J. がいう ((1889) 42 Ch. D. 66, 73.)。Kay J. の声明が House of Lords や論ぜられて、こには、肯定された。

ところで、積荷は事实上 Peruvian Guano Co. に占有取得されたが、差止と収益管理人とを求める原告申立により、一八八〇年四月三〇日に訴訟中に出た同意命令の下で、船荷が Company に把持され、或いは占有取得されたのと同じものとみなされた。これと離れて当事者の権利に基づくと、本命令の効力如何が、本訴の究極的論点を決する。この同意命令の条項に従われば、船荷がイギリスに到着すると、会社が受領した。その一部が売却され、売上金が指示通り中間に置かれた (placed in medio)。一八八〇年一二月一七日、収益管理人の選任により同意命令が無用にされた。裁判所の指示通り、収益管理人に会社は占有船荷を引渡し、売上金をも渡した。その後、審理以前にすべて船荷が売却され、審理当时売却金が収益管理人の手中か、裁判所に置かれた。

一八八五年一月に訴訟が審理に入った。Bacon V.-C. が、全争点を会社に反対した。船荷と売上金に原告は資格があると宣言し、「被告会社が船荷を不法占有したことで原告がうけた損害賠償につき」調査を命じた。ゝの調査を中心に戦争のうずが巻きおこったのだ。判決は、また、船荷のいざれにも会社の諸経費を会社に認めなかつた。この判決を貫く考えは、その会社が会社の（不法占有する）おどし（threat）の時以後、不法行為者になり、船荷と訴訟の中に生じたその後の結果がその責に帰せられるとした。調査対象は、ゝの事態だつた。

会社が控訴した。Bacon V.-C. の命令が無条件に肯認されたが、Bowen L.J. が少數意見だ。Bowen L.J. の見解によれば、不法占有の危険（threaten）の時以後は、どの事柄も会社のおどし（threaten）に基因せず、そのおどしだけが会社の実行し、実行したとみなされた唯一の不法行為である。同意命令も、収益管理人の選任も裁判所の行為であり、責任が原告にも会社にもない。会社の権利主張があやまつていただけにすぎない。ゝの見解は、しかし少數意見だつた。

会社は、House of Lords へ上告した。そこで会社に、認められなかつた経費を弁償してやうう資格があると、宣言された。ゝの修正こそ、下級審裁判所に、困難を惹起した。House of Lords の Lord Watson (同会) が、会社の船荷の受領が公平無私な占有行為とみなされ、不法占有の活動とみなされてはならないとした。会社の違法活動に関する最初の調査、及び、Lord Watson の採用した会社の活動への見方とを調和することが、下級裁判所でその後の難事となつた。

調査は一八八九年三月に主席書記が行い、損害賠償を評価した。受領の日付から判決日迄の、売却金に基づく利益の損失を不法占有の損害賠償とし、もひど、判決日から調査証明書の日付に至る、上述の金額未払に年四%の損害賠

償であった。会社は高等裁判所に申立て、本証明書の取消し、調査の根拠として、原告に損害賠償請求の資格がなく、現実の不法占有が会社の手で実施されていない」とがあげられ、本証明書の修正を命ずるよう求めた。この申立が Kay J. に棄却され、控訴した控訴裁判所では、Cotton L.J. と Fry L.J. に棄却され、Bowen L.J. が再び少數意見述べた。ソリド、Bowen L.J. が今、問題についての意見を述べた。Bowen L.J. が、会社に責任が存しないといふ元の見解を述べ、House of Lords で述べられてきたことを理由に、責任不存在の見解を支持する資格が自分にあると判示した。裁判官三名が、会社の無責任の立場をとるのは明白だと思ふ。ただ、Cotton L.J. と Fry L.J. とが、損害賠償の調査の言葉を無視できなかつたことだ。それらの用語が、その会社が積荷を現実に不法占有したとの責任があるとの House of Lords の判決を具体化したと二人の裁判官は考えた。二人は確信をすて House of Lords の決定を採用し、Bowen L.J. はそうせずに House of Lords の支持した命令一部を破棄する方針をとつた。

Bowen L.J. の結論 (observation) が宛てられた事情が、次にある。船荷はすべて売却されていた。もう船荷は到着しない。売上金が、Court が収益管理人の支配下にあつた。原告のうけた損害は終了していた。それ以上の損害を会社がおこしそうになかつたし、意図もなかつた。現実に不可能だつた。原告に会社によつてうけた損害 damage がないのは、Bowen L.J. の宣言した結論であり、二名の裁判官もそつ表明しただらう。それは賠償請求の認められぬ損害だった。

Sir Horace Davey は原告会社の弁護士だつた。ソリド、この事案におき Bowen L.J. からの違法行為が存在しなかつたと推定してはどうかと要請されても、Sir Horace Davey は争う。「損害賠償付与にまわがつた点はない。けれどし、Lord Cairns' Act がヨク・イティー裁判所に差止に代る損害賠償の管轄権を付与する場合とは、違法行為が実

損害防止差止に関する一考察

行きされずに、ただ差止を求める管轄権を発生させる権利侵害のおそれがある時だ。」Bowen L.J. が取り扱う部分は、これであり、次にいう。「私の意見で Lord Cairns' Act 11条がエクイティ裁判所に、その管轄権を与えたかった。差止申立をうけいれる管轄権をエクイティ裁判所がもつ事件にすべて、本条の適用があるのは事実だ。しかし、本条で Court が武装した唯一の武器は、権利侵害をうけた当事者に損害賠償を裁定することであり、その意味は損害賠償が生じた場合の損害を意味するのが当然で、弁護士に周知の用語の通常の意味で損害が生じていない場合には、Court は、損害賠償を付与する権限は全くないのが私の意見だ。」((1889) 43 Ch. D. 316, 333)

）れいの意見が、まず Sir Horace Davey の主張に答えようとして説かれたこととが、引用した文脈で明白だ。Davey の突飛ともいえる主張に宛てて説かれたこと――即ち、Lord Cairns' Act の下で、発生の可能性があるのみで、損失と区別される損害がそこよりこらむらなかつたし、その可能性もなかつた場合に、補償を裁定であつた――が、Bowen L.J. の二度の叙述でも立証される。つまり、それをあつかましく取扱ふ Bowen L.J. がエクイティ問題の入口に立つ改宗者にすぎないと述べていふ点だ。

これは、正しき。しかし、重大な争点が残つてゐる。争点は、Bowen L.J. の面前にある現実の事実に適用されるものとして、Sir Horace Davey の主張に回答する以上に、多くのいふおろす意図が Bowen L.J. にありとするといふことが正しいか否か、である。換言すれば、切迫した権利侵害がもし発生すれば、ロモンロー裁判所にさえも被告が有責になるような実損害が発生するような事件をも取扱う意図を、Bowen L.J. に帰することが許されるか、だ。

私の結論は、Bowen L.J. が Sir Horace Davey の主張を示されたまゝほののみ、取扱おうとしたこと、いふことは判決自体からの立証われぬことだ。

Bowen L.J. の使用した言葉は、一般的であるために、文脈からの制約以外にその用語に制限がない。

現実の損害は、三つある。

- (a) 令状日付においてのみ、切迫した損害賠償。
- (b) 令状日付にまで存した損害賠償、及びその当時切迫した損害。
- (c) 令状日付、及び、審理日付において切迫した損害賠償。

(a) と(b)とを一まとめにできる。(b)の方が制定法に適している。(a)と(b)との争点を検討して、(a)の争点を含めようとするのかを、考察する。(a)の場合だ、A.L. Smith L.J. が、Shelfer Case や、Bowen L.J. が取扱っていると推定した([1895] 1 Ch. 287)。そらどう意図が Bowen L.J. にない、いはば、実証でありますと、私は思う。そして、House of Lords の最終の上告が証するに、もしそう意図すれば、本法の効果についての彼の言明はあやまっていただろ。しかし、Bowen L.J. は(a)の事件を取扱う意思はあつた筈がない。もし適用されると、彼の意見は、Chapman, Morsons & Co. v. Guardians of Auckland Union ((1889) 23 Q.B.D. 294) やの控訴裁判所の決定だ、いはば、から対立しただら。Chapman 事件は、陳述の両当事者が引用し、かゝ、Bowen L.J. が、六ヵ月前に担当した判決なのだ。あるいは、Cotton L.J. や Fry L.J. の両者いはば、Bowen L.J. の意見に賛意を表した。Bowen L.J. の意見が Case (a)と関連があると推定した筈がなかつた。けだし、Cotton L.J. や Fry L.J. いはば、主席書記官の証明書に固守して、令状日付当時にのみ切迫した損害賠償を、その正直の事件で現に裁定していく。Bowen L.J. がもし、それ以上 Case (a)にまで拡大解釈を望んでおれば、意見はそれ以後今日までに取消されていただろう。一度目の上告の House of Lords や、最終的にかく用心して、宣言されたことは、荷揚げ港到着の各日付から収益管理人選任の

損害防止差止に関する一考察

日付に至るまで（それ以上はない）、会社が、事実上も法律上も違法に船荷を不法占有したので、会社はそれに応じた損害賠償の責任があつた。つまり、損害賠償が訴訟開始に予想されたが、訴訟で命ぜられた調査に基づく責任があつた。Bowen L.J. が自分の意見 (observations) から Case (a) や Case (b) を排除したことは明らかだ。次に、Bowen L.J. が Case (c) つまり本件 Slack Case を命ぜたのか。答へば、また否定的に私は考える。Bowen L.J. は、自分の立場を支持して、Sir George Jessel の先例を示した。「その点に権威をもつて語りあふ人が、私はともかく知りせだりとは、本主題にても私の立場の見解が故 Master of the Rolls がとる見解である」と「」（Lord Cairns' Act を Case (c) に適用する）Sir George Jessel の採用見解が——Case (c) が Slack Case だ——公表された（Aynsley v. Glover (1878) L.R. 18 Eq. 544）。Cotton L.J. や Fry L.J. も Bowen L.J. の意見に同意している。そのような事実がまだ、Bowen L.J. の意見を文脈をはなれて読まれるべくやせだらけを示すと考える。しかし、文字どおりに読むとその意見は Fritz v. Hobson に対する（注(33)参照）。この判決が Bishop Auckland Case (23 Q.B.D. 294) や、控訴裁判所に是認された。Fry L.J. が Bowen L.J. に与えた同意において、自分自身の意見を無視していたと推定するには無理がある。その意見は、Bishop Auckland Case の控訴裁判所では認められており、そら Fry L.J. が気がついていた。令状日付において予想された損害賠償を現実に Fry L.J. が裁定したとの事實を考慮してみると、Cotton L.J. が同意を表明したその用語は、重大だ。そこで全体を見て、私の達した結論は、Case (a), (b), (c) の Bowen L.J. の意見の文脈では、取扱うよりに計画していたと考えられるが、ならない。ところが、111 の Case が Lord Cairns' Act 制定以来ずっと重要な権威をもつた一連の判決の主題であった。そのための 1 ケースが Court で引用されただけや、一連の評価の高い判

例に Bowen L.J. が参照をしなかった。

しかる、 Lindley L.J. が、 Martin v. Price [1894] 1 Ch. 276. 事件や、 —— 〇より損害が令状由付に開始して、 いた場合に——、 Davey L.J. が、 一員やあいに控訴裁判所を代表して、 Drefus Case において、 控訴裁判所が、 論述まだ実行されず、 ただ切迫してくるか、 意図もれてくる権利侵害を補償するため損害賠償を裁定するトクイナーチ裁判所の管轄権の存在に反対する「明確な意見を述べた」のは、 真実だ。が、 Lindley L.J. が、 Bowen L.J. の意見を、 それらが暗示されて、 いる包括的形式に変えて、 読んで、 示唆するのは、 大胆に過あらだぬか。 そら読まれて、 Bowen L.J. の意見が上述した趣旨の明確な意見に等しくなるのだ。控訴裁判所の面前の Martin v. Price を適用され、 Lindley L.J. 自身は、 よう正論されぬのとて、 読まれる Bowen L.J. の意見の許容される内容理解には、 事件全体の念入な分析を必要とする。

Bowen L.J. の意見の効果が、 また Shelfer Case 〇 A.L. Smith L.J. 及び Cowder v. Leider [1903] 2 Ch. 337 〇 Buckley J. により取扱われて、 いた（既述）が、 用ひられた言葉の形式は、 されど、 Bowen L.J. の意見の効果の記述が Martin v. Price 〇 Lindley L.J. の叙述から抜粋されて、 はるかに公正だ。

ハレド、 私の結論は、 控訴裁判所の、 本争点が Drefus Case 〇 ここで述べられた事柄により解決される、 みなしえだ。 Martin v. Price 事件で争点が、 Bowen L.J. の意見を評価して未解決だと処理されたが、 私は、 Bowen L.J. の意見があやめつた、 とおもふべきをえない。 私自身は自分の意見を証するものもたぬが、 Bowen L.J. の言葉が、 見える程に明白な内容でなく、 かゝ、 たゞえ広義でもおれど、 Bowen L.J. の言葉が全く傍論である、 かゝ、 もじやいその争点が緊急に決定を要請するのであれば、 〇のまだ未解決の争点を判例と原則に依拠

損害防止差止に関する一考察

しても、未解決と決する」とが、当控訴裁判所の現今の義務である」とは、合意をみなければならぬ。」(Romer J. 2001)」のことが、本条自体とその効果につき、Romer J. が述べたことを我々に思ひ出させる。本条と一連の判例により、私の意見は、本件の Bowen L.J. が、本条に基づき差止に代る損害賠償裁定の完全の権限及び判例をもつていたが、唯一の疑問は、「権利を侵害された」との用語の本条の存在が、Bowen L.J. から、権利侵害をこうむる前に損害賠償を裁定するのを妨げたか否かである。私の判断では、これらの用語がそういう効力をもたぬことだ。下級裁判所と当控訴裁判所の双方で、この争点につきすでに述べられた内容を見ると、この争点を詳細に説明する必要はない。それら自身の言葉が、我々のどれにも手におえない仕事だと感じさせないと思ふ。Romer J. が、この争点に述べた内容に、次の一つの批評をつけ加えた。Lord Cairns' Act 以下、予防差止に代り損害賠償が裁定されてよいことに今日異論がさしはさまれていないので、必然的に、いやしくも裁定されるそういうすべての事件に、判決作成当時にまだこうむっていない権利侵害に損害賠償が裁定されなければならないのだ。もし「の困難なことがこれ以上押しつけられるならば、それからの容易な逃げ道があり、本条の用語を充たすであろう。Romer J. が、示唆したように、本件のような事件で申出られた建物が建てられると、コモンロー上権利侵害を含む不法行為を将来構成する」と宣言し、建物完成後に損害賠償の調査を申出る自由を原告に与えるように、Court に強いる」とだ。その時、原告が「権利侵害をうけた」者になるだろう。Colls Case や Lord Macnaghten が、本法について言っていないが、この旨の判決を示唆した。……(略) …… Lord Macnaghten は、本件 Slack Case と異なる事件を考えていたようだ。それは、建物が完成して代替的損害賠償を払い残存するのが許されるか、又は、許されないのかが、審理当時の裁判官には確定的でないようなケースだ。この命令形式が通常形式の命令として、しばしば従わってきたと、いわ

れている。例えば、Swifen Eady J. が審理担当した Anderson v. Francis [1906] W.N. 160 だ。本件の Romer J. は、J.J.の採用に踏み切る自分の意見を実施していないのは、おかしいのだ。

本件で Romer J. はとりそれが開かれており、そして、彼の望んだように損害賠償を裁定するためには、その認定した事実に基づき、及び、これらの認定事実では、そうするのが義務であるとの意見をももつて、彼の達した第二の結論は、私に関する限り、生じない。

しかし、Romer J. の第一の結論に私の考えがあやまっているかもしれないと自覚しているので、第一の結論に一言か二言を述べたい。審理当時にその権利侵害がただ切迫されていた場合、損害賠償を裁定する Lord Cairns' Act 下の権限をもっていなかつたので、Romer J. には選択権がなくて、——切迫されたことが権利侵害であつた——差止許与をしなければならなかつたJ.J.の仮定の上に立つと、Lord Cairns' Act は、本件に適用されない。Court の置かれた状況は、あたかも本法が制定されなかつたようだ。今私の理解するところでは、エクイティ裁判所が、「何ものも差止を発すべきでない」と判断した事件では、差止が許与されたことがなかつた。それと逆に、エクイティ裁判所が差止をよく許与した事件には、Lord Cairns' Act が損害賠償を裁定するのを、エクイティ裁判所に可能ならしめたのだ。本法は別として、エクイティ裁判所が何ものも許与しないのが常だった種類の事件では、差止許与をエクイティ裁判所に強制するのを本法がしなかつた。そこで、本法と切り離して、原告はコモンロー上の救済によくゆだねられたのであれば、事案に基づくと差止を求める事件でないとの結論に帰する本件類似の事件であれば、エクイティ裁判所は、コモンロー上のその救済に原告をゆだねるであろう。エクイティ裁判所は、訴状を棄却するが、損害賠償訴訟の権利を侵さずして、かつ、必要であれば、訴訟費用をそこに含める (Wood v. Smith

(1855) 2 K. & J. 33)。裁判所法は、今日その訴訟手続を簡略化した。エクイティ一部は、今日王座部がもつると同一の損害賠償裁判権限をもつ。私は思う。エクイティ裁判所が今日、本件類似のケースでは、Colls Case の Lord Macnaghten が示唆した先例を適用し (Lord Cairns' Act から全く独立して)、計画図に従い完成されると、被告建物が原告の古い窓にリューサンスとなるが、十分損害賠償で補償される旨を審理で宣言し、審理に至る迄の訴訟費用を原告に与え、建物完成時に損害賠償額の調査申立の自由を原告に留保する、権限をもつものである (Anderson v. Francis [1906] W.N. 160)。設計図と異なる建築をし原告に損害を加えれば、原告にあらゆる権利を留保する。

私の結論は、事案に基いて Romer J. は、差止裁判を拒否する自由があつたこと、控訴人の、Romer J. は、認定事実により、そうすべきであつたとの控訴理由を認めぬ。

事件は、全体として、控訴却下。

以上が Drefus Case の控訴裁判所の三名の裁判官の意見の概要である。それらをさらに次のようにまとめてみる。

Lord Sterndale M.R.

Lord Cairns' Act の一条全体は、広い内容の言葉であり、その管轄権を与えているといふと、損害賠償算定が困難であれば、その行使をしないと解される。

この争点に関する拘束力のある判例がなくて、Drefus v. Peruvian Guano Co. の控訴裁判所の傍論がある。Cotton, Bowen, Fry の三名の裁判官が一致した内容は、その管轄権が存在しなじいだ。過去三〇年間引用され

た数件の事件で、上のよう傍論が解かれていた。

控訴人 (Leeds Industrial Co-operative Society Ltd.) の弁護士が、たとえ現実に何の損害もいりむいていたとしても、損失 (loss) が生じたので、差止に代る損害賠償が与えられるとした示唆したが、しかし、この主張は Lord Seerndale M.R. によつて、ありえないと考えられてきだし、明らかに正しくはない。現実に違法行為が実行されていなければ、マクィティバー裁判所に Lord Cairns' Act は、損害賠償付与の管轄権を与えないから、損害賠償は付与されないと。

Martin v. Price より、本傍論が検討されたが、「……管轄権があるのか否かは、困難から解放されていない」。(Lindley L.J.) による未決定とした。

争点が未決定にされたが、本傍論の意味について疑点がなく、しかも、本争点が Martin v. Price の判決に明らかに述べられており、Martin 事件の事案の特殊性が関連性をもたらす。

本傍論が参照された次の判例は、Shelter v. City of London Electric Lighting Co. & A.L. Smith L.J. よりある。彼は、Martin 事件も担当した。「唯一の拘束力ある」 Drefus Case を参照して、管轄権がないと判断した。傍論中の結論に疑問をもたなかつた。Cowper v. Laider & Lord Wrenbury (同時 Buckley J.) 及び本件 Slack 事件の Romer J. の回顧。Drefus 事件の傍論が重要な傍論でない (控訴人 Leeds Ind. Co-op. Society) との主張は、根拠がない。

また、控訴人が Drefus Case の傍論がそれ以前の事件と内容が一貫せざるとしている Chapman, Morsons & Co. v. Guardians of Auckland Union と一貫しないといふ。Bowen L.J. が担当裁判官であった。争点は、訴訟通知

の必要性の有無であった。令状発給前にニユーサンスが発生しないが、判決の前に発生しており、差止に代る損害賠償が裁定された。令状発給時に損害賠償の訴訟原因がなかったようだ。もしそうであれば、Chapman 事件が Fritz v. Hobson の判旨を拡張し、つまりそういう場合に、その令状に関して生ずる損害賠償が発給後にも生ずる訴訟原因に関して与えられてもよいことになる。たとえ、そうであっても、それは令状当時又は、判決当時に実在しない訴訟原因に関し、損害賠償が与えられるとの結論を含まないのは、確実だ。

Drefus Case の傍論は、傍論といえども争点が裁判所に明らかに提起され、検討され、Bowen L.J. の事実認定に基づけば、必然的な結論であり、時間と注意が十分に払われた。

Pearson J. の Holland v. Worley 及び Allen v. Ayres, Jessel M.R. の Aynsley v. Glover は、Drefus Case より以前で、争点が提起されていなかつた。

結論は、管轄権がなく、控訴棄却と判決する。

Warrington L.J.

争点は、損害防止の禁止差止に代る損害賠償を裁定する管轄権があるのか、である。

Lord Cairns' Act 11条の解釈では、認められてよい。「損害賠償」は、本法がなければ差止で禁止されるのが常だつたことに対する金銭賠償であり、「権利侵害をうけた人」とは、エクイティ裁判所で、もし禁止されなければ彼に権利侵害を加える脅威及び意図を確証するので救済への資格が認められた当事者と読まれてよい。

Drefus 事件で、三名の裁判官 (Cotton, Bowen, Fry L.JJ.) が、本法は違法行為が全く現実に実行されていなければ損害賠償を裁定する管轄権を付与していないと意見を表明した。事件の判決に必要であるかのように同一の注

意と慎重さでもって結論に達し、かつ、変更がなされたとか古い判決と一貫しないと我々が発見しない限り、尊重すべき重要性をもつ傍論だ。

本争点が Martin v. Price や觸及された。未決定だとみなされた。未決定だとみなされたようだ。

Shelfer Case の A.L. Smith L.J. や Drefus 事件の傍論が「拘束力のある判例」とみなされた。同様 Cowper v. Laider の Buckley J.

Drefus 事件の見解が、それ以前の判決と一貫しないとの点について Pearson J. の Holland v. Worley, Allen v. Ayres の裁判では、その管轄権の存否が争われなかつた。Aynsley v. Glover や、管轄権の存在が仮定されたが行使されていない。他のケースは、提訴以前でないとしても審理以前に、違法行為が現実に実行された事件、違法行為が継続しその損害がそれ相応に拡大した事件等だ。全体から見て、争点の意見が、その後の事件で破棄されたり、争点の提起された判決と一貫しないと私は発見しない。

）））いう事情の下では、我々は、Drefus の意見に従う。控訴棄却。

Younger L.J.

第一審 (Romer J.) や、Drefus 事件が拘束力あるものと取扱うべきだと感じるので、管轄権がない（第一の決定）、そこで、原告に差止請求資格があり、永久的差止を許与した（第二の決定）。決すべき争点は、両決定が正しいか、それとも一方だけが正しいのか、だ。損害賠償が即座に入手できないからという理由のみで、原告に訴訟原因があれば、差止めが被告にいかに酷で原告に利益がないのに発給される、と述べるには、ためらいを感じる。最近の判例の進歩にさかのうとだ。そういう事件での Colls Case が (House of Lords) 下したルールと慣行の修正が、

差止請求訴訟を減少せしめたからだ。

一八九四年（一九年前）に、第一の決定の争点が、*Lindley (Martin v. Price)* (注(36)) に重要だと述べられ、未解決にされた。現在（一九二三年）まで、争点とならなかつた。一八八六年から一九〇四年まで、採光権事件で、管轄権は争点にならなかつた。この間、採光権妨害がトレスパスになり、差止が唯一の適切な救済であると考慮された (*Parker v. Smith* (1832))。

上述の慣行が、*Colls Case* (1904) や、変更された。採光権妨害の抑制訴訟を維持する権利の有無は、トレスパスでなく、ニーサンスになるか、である。損害賠償が差止かの裁量ルールは、「妨害が合法か否かの争点が存し、被告が公正に行動し非隣人的精神でないとすれば、差止より損害賠償に傾くべきだ」、「損害賠償が十分な救済であれば、差止、とくに命令的差止は発給されるべきでない。」 (*Lord Macnaghten*) の判断が、ふさわしくない事件で差止め裁定の苛酷な必要性の苦況から、エクイティ裁判所を救済した。

この問題の諸権限が、本件でもエクイティ裁判所に正しいと考える判決を下させるに、適している。

本争点は、*Lord Cairns' Act* 11条の解釈にかかっている。本法制定 당시に、本件の事例がエクイティ裁判所とコモンロー裁判所でいかに取扱われていたか。

当時、エクイティ裁判所は、予防差止 (preventive injunction) で介入していた。差止が命令的でなく、禁止的であつてもだ。

しかし、慣行に従い、差止が「発給を許されない場合」だと判断すれば、コモンロー上の救済に追いやられた。

原告の採光権妨害に損害賠償を裁定する権限は、コモンロー裁判所に十分適切に存在する。永久的構造的妨害から

原告の権利侵害が生ずれば、評価でき回復できる損害賠償は、要役地の地価下落にあらわれる。範囲が令状日付まで限られず、権利侵害全体におよぶ。しかし、コモンロー裁判所では、提訴当时に存した妨害から発生した範囲の損害賠償に限られ、提訴当時に妨害発生が切迫しているのみでは何も裁定できなかつた。妨害が発生すると新しい訴訟原因になり、別の訴訟を必要とした。元来、エクイティ裁判所はこの場合に管轄権がなかつた。Lord Cairns' Act が制定されて、改善したのはこの状態だ。二条は、エクイティ裁判所に新権限を与えた。訴訟手続の修正にとどまらない。もし「権利侵害をうけた当事者へ」の用語がなければ、管轄権が存するど、Romer J. に同意する。本条は純粹にエクイティ上の訴訟原因に関してそれ自身のエクイティ上の救済に代えて、それ自身のものと同じ位に広範囲な、コモンロー上の救済へ代替する権限をエクイティ裁判所に与えた。

その権限が差し控えられなかつたこと、それどころか予想された権利侵害が訴状提出時や令状発給時にまだ始まらないか、又は、完了していない場合に行使の可能性があつたことは、多年、疑念や争点の対象にならなかつた。一八八九年一二月まで、判決と陳述とが一本道を歩んだ。Isenberg v. East India House Estate Co., Senior v. Pawson だ。Pearson J. の110の判決、Holland v. Worley, Allen v. Ayres は、管轄権が仮定された。やがて、三つの判決がある。Aynsley v. Glover の Sir George Jessel M.R. は、損害防止訴訟が始まり、やがてのものがであった訴訟で、損害賠償を裁定する権限を、明白に仮定してゐる。Fritz v. Hobson(1880) の Fry L.J. で、その管轄権が、少しみじみに異議がといえられていない。Chapman 事件の Lord Fisher (1889) は (Bowen L.J. も担当した)、上述の Fry L.J. の判例が引用されて、管轄権が明示的に肯定された。Bowen L.J. の回顧を述べた。

Lord Cairns' Act 下で損害賠償が差止に代り付与されるべきか否かを考察された時期は、審理時である。Lord Cairns' Act 下の権限は、命令的差止のみならず、予防的差止の場合にも適用される。

以上の判例が、本条は令状當時予想される損害にも適用されることを示す。

Drefus 事件の Bowen L.J. の批評を検討すべし。Bowen L.J. の意見が、原告側 Sir Horace Davey の主張に答へようとして説かれたことが引用した文脈で明^日だ。Davey の突飛な主張に宛てて説かれた。それは、Lord Cairns' Act 下で、発生の兆しがあるのみで損失と区別される損害が、それよりいうむらなかつたし、その可能性もなかつた場合に、補償を裁定であるのだといふ主張に対してもある。

Bowen L.J. の意見は正しき。しかし、重大な争点が残る。Sir Horace Davey の主張に回答する以上に、多くの方を為す意図が、Bowen L.J. にありとすることが正しきが極か、やある。私の結論は、Bowen L.J. が Sir Horace Davey の主張を示されたときに、取扱おうとしたことだ。

現実の損害は、三つある。

- (a) 令状日付においてのみ、切迫した損害賠償。
- (b) 令状日付にまで存した損害賠償、その当時切迫した損害。
- (c) 令状日付、及び、審理日付において切迫した損害賠償。

図は、Bowen L.J. が A.L. Smith L.J. の Shelter Case や、Bowen L.J. が取扱つてゐる推定した。そういう意図は、Bowen L.J. が証明やあんへ取扱ふ。あるやうやくあんへ取扱ふ。彼の意見は Chapman 事件での控訴裁判所の決定（Bowen L.J. が却て Drefus Case の両当事者に引用された）は、やうやく対立しただろ

説

ふ。また、主席書記官の証明書に固守し、令状日付当時にのみ切迫した損害賠償を、その正真的事件で現に裁定してから Cotton L.J. 及び Fry L.J. が、Bowen L.J. の意見に賛成したからだ。Bowen L.J. が、自分の意見から Case (a) 及び Case (b) を排除したりとは明いかだ。では、Case (c) つまり、本件 Slack Case を含めようとしたか。

私は否定すべきだと考えぬ。Bowen L.J. が自分の述べた通りを支持して、Sir George Jessel の先例を示すが、Lord Cairns' Act 及び Case (c) は適用するとの Sir George Jessel の採る見解が——Case (c) が、Slack Case だ——、(Aynsley Case)。しかし、Cotton L.J. 及び Fry L.J. が Bowen L.J. の意見に同意してゐる。この事実が、Bowen L.J. の意見をはなれて読まれてはならぬと示す。そいで、全体を見て、私の達した結論とは、Case (a), (b), (c) が、Bowen L.J. の意見の文脈では、取扱うよな話題やれどもと考へられな。

しかし、Lindley L.J. が、Martin Case で——つまり損害が令状日付に開始して、いた場合——、Davey L.J. が、1員であった控訴裁判所を代表して、Drefus Case における、管轄権の存在に反対する「明確な意見を述べた」のは、真実だが、Lindley L.J. が、Bowen L.J. の意見をそれらが暗示されている包括的形式に変えて読んでいると示唆するのは、大胆に過剰だらうか。

Bowen L.J. の意見の効果が、Shelfer Case 及び A.L. Smith L.J. 及び Cowder Case 及び Buckley J. に取扱われてきただが、用ひられた言葉の形骸は、Martin Case 及び Lindley L.J. の叙述（包括的形式）から抜粋やれでいる。それで私の結論は、控訴裁判所として、本争点が Drefus Case における述べられた事柄により解決されるとみなしえない。Bowen L.J. の意見はあまりだと考へれるをえない。たとえ廣義に読まれても、全く傍論である」と、もし緊急に決定を要請するのであれば、本争点は判例と原則によっても、未解決と決する事が当控訴裁判所の現在

の義務である。

本条の「権利を侵害された」との用語の存在が、管轄権の行使のさまたげにならない。もし判決作成時に、まだこうむつていかない権利侵害に損害賠償が裁定されなければならぬが、もしそれが困難であれば、Romer J. が示唆した如く、本件のような事件で、申出られた建物が建てられると、コモンロー上権利侵害を含む不法行為を将来構成すると宣言し、建物完成後に損害賠償の調査を申出る自由を原告に与えるよう、エクイティ裁判所に強要することだ。本件で、Romer J. にとり、それが開かれている。第二の決定は、私に生じない。

Romer J. の第一の結論に私の考えがあやまっているかも知れないと自覚しているので、第二の結論に述べることがある。本法を別にして、エクイティ裁判所が、何のものも許与しないのが常だった種類の事件では、差止許与をエクイティ裁判所に強制するのを本法がしなかつた。そこで、本法と切り離して、原告はコモンロー上の救済によくゆだねられたのであれば、エクイティ裁判所はコモンロー上のその救済に原告をゆだねるであろう。エクイティ裁判所は訴状を棄却するが、損害賠償訴訟の権利を侵さずに、かつ、必要であれば訴訟費用をそこに含める。

私の結論は、事案に基いて Romer J. は、差止裁定を拒否する自由があつたので、控訴理由を認める。

事件全体として、控訴棄却である。

以上で控訴裁判所判決のまとめをおわる。

このように、判決されて、控訴人の主張は認められず、控訴棄却となり、そこで、控訴人は、上告して、House of Lords で、本争点を争つた。その結果、三対二の多数で、上告が容れられた。⁽⁴⁷⁾つまり、提訴時に、原告採光権に訴えうる妨害を完成時にひきおこすが、まだ発生していなければ、妨害抑止の差止に代る損害賠償裁定管轄権を、エ

クィティー裁判所がもつと、判決した。そして、本案審理のために控訴裁判所へ差し戻され、A.L. Smith のルール (Shelfer Case) が適用され、Romer J. の判決が取消され⁽⁴⁸⁾、損害賠償調査が命じられた。

命令的差止（損害防止訴訟で）に代り、損害賠償が Lord Cairns' Act にて裁定されたのが、Hooper v. Rogers [1975] 1 Ch. 43 (C.A.) である。⁽⁴⁹⁾

損害防止の差止に代る損害賠償裁定基準について、一言する。すでに原告に権利侵害が生じコモンロー上でも損害賠請求が容認される場合には、権利侵害を禁止する差止命令や命令的差止に代る損害賠償裁定の算定基準は、コモンロー上の損害賠償額算定原則と同一内容になるとはばいえる。例外的に、エクティー上の特段の事情を考慮すれば、差止に代る損害賠償額が、コモンロー上の損害賠償額と、異なってくることがある。⁽⁵⁰⁾ まだ提訴時に権利侵害の発生が切迫しているにすぎぬ損害防止の差止ではコモンロー上の損害賠償請求が許されない。差止に代る損害賠償は、審理時（差止裁定を判断する時点）を基準にして算定され⁽⁵¹⁾、この場合もやはりコモンロー上の損害賠償算定原則に準じた原則を採用してよいであろう。

第五章 コモンロー上の損害賠償の救済

もし、損害防止の差止に代る損害賠償の算定が、発生が将来確実だとしても実務上困難な場合、たとえば、Slack Case では、予定された建物が建築されると、コモンロー上違法行為を将来遂行すると宣言し、建物完成後に損害賠償の調査を申出る自由を原告に与えることにはよいであろう。⁽⁵²⁾

また、そもそも権利侵害の発生が将来不確定な場合には、損害防止の差止、及びそれに代る損害賠償裁定も許され

ず、結局、将来権利侵害が発生した場合に、コモンロー上の損害賠償とエクティティー上の救済にゆだねられる」とになる。

第六章 結 語

損害防止差止とは何か、損害防止差止に代る損害賠償の裁定が許容されるに至った経過とその根拠づけ、及び、損害防止差止とそれに代る損害賠償が諸理由から認められなければ、コモンロー上の損害賠償に依拠されなければならないことを、以上の叙述が不十分ながら明らかにした。

ひるがえつて、Redland Bricks Ltd. v. Morris [1970] A.C. 652において、土地の採掘から発生した支持の除去が原因となり、惹起された地滑りが損害を生ぜしめた場合、すでに生じた損害に対する損害賠償、採掘を禁ずる差止（禁止的内容）を裁定すると、同一の訴訟手続において、支持の原状回復を求める命令的差止を損害防止と解した（Lord Upjohn [1970] A.C. at 664）。しかし、これには批判がある。用語として、損害防止の差止とは、不法行為が正味実行された場合に、その不法行為が同一訴訟手続の別の救済の対象であったから、ある差止請求権を損害防止だと叙述するのは、その損害防止という熟語の専門用語の価値を失わせることになる、という。⁽⁵⁵⁾ さらに、命令的差止の入手について、損害防止とそうでない場合との差異はとり立ててもわぐいとはないが、Lord Cairns' Act 下の損害賠償裁判の差止への資格の有無については、差が出てくる。もし、命令的差止の発給が要請されていなければ、原告は、新しい出来事の発生を待ち、もし発生すれば新しい訴訟提起にゆだねられることになる。もはや、Lord Cairns' Act が依拠せられないといふなる。いううりとかい、Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件の命令的差止を損

害防止と解するのば、あら少し慎重を要するにいたであら。

説

注

(一) Rogers, Winfield and Jolowicz on Tort, 12th ed., p. 654, 1984. の定義（説明）の前に、「普通、不法行為が遂行され得のみ、差止は発給される。損害が確証され得のみ訴えられる不法行為の場合に、その損害が現実に発生する前に原告が差止めを請求するのは早計だ。」 Clerk & Lindsell on Torts, 15th ed., [7-07] 1982 ば、「例えば、損害が訴訟基礎の場合に、現実に損害が発生する前の如く、訴訟原因がすぐて発生する以前に原告が差止めを請求するのば、早計であるのが原則だ。ところが、そのおも容認やる原告訴に実質的損害をさせ確實に惹起するに因る行為を抑止する損害防止差止めを、裁判所が発給する若干の場合がある。」

(二) P.H. Pettit, Equity and the Law of Trusts, 5th ed., p. 465, 1984. BAKER and Langan, Snell's Principles of Equity, 28th ed., p. 566, 1982 ば、「権利侵害（injury）が差し迫つてゐるのば、まだ発生せや、または存続してゐる場合に、原告保護のため上級裁判所に提訴が許されね。」

(三) Rogers, Winfield and Jolowicz on Tort, 12th ed., pp. 654~5, 1984. Clerk & Lindsell, Torts, 15th ed., [7-07] 1982.

(四) Hooper v. Rogers [1975] Ch. 43 (C.A.) at p. 50 per Russell L.J. (注(2)参照)

(五) Clerk & Lindsell, op. cit., [7-07]. 本件や損害防止差止めをめねだねいた。

(六) Clerk & Lindsell, op. cit., [7-07]. Russell L.J. ば、差し迫る（imminent）や、即ちに差止めが発給されたらしく意味だよ（Hooper v. Rogers [1975] Ch. 43 (C.A.) at p. 50 per Russell L.J.）。Lemos 事件では、隣接地に生育してゐる樹木の根が原告達の財産に損害を加えることを懸念して損害防止訴訟を提起したのば、一九五九年のことだ。一九六一年まことに当該損害が予想される立証されたが、控訴裁判所は本訴の正当性を証するだけの損害の切迫した状態がないと判示した。

(七) 例えば、Baker and Langan, Snell's Principles of Equity, 28th ed., p. 627 (1982).

(八) 例えば、Clerk and Lindsell, op. cit., [7-02].

(σ) Redland Bricks Ltd. v. Morris [1970] A.C. 652 at pp. 665~6 per Lord Upjohn. 事案は「原告が市場向菜園に使用し
よどむ土地は、被却離の近づくの採掘が原因で地盤（land began to slip）が発生」。訴訟されれば、たとえ被告達がその
操業を中断しない、あるいは地滑りせんだと認定され、県裁判所 county court で原告がすでに発生した損害賠償、土地支持
を止め以上妨害するのを禁止する差止、及び、土地支持の原状回復の命令的差止をえた。命令的差止のみに反対し被告が控
訴。危険な土地の価格の何倍かの金額がかかるから。控訴審は多数で命令的差止を有効と持。House of Lords は上訴を
却け、Lord Cairns' Act は本件に適用され、ロード・カーンズの原理と何の関連もないとして、命令的差止を取消。Lord
Cairns' Act による損害賠償でない、ロード・カーンズの救済にまだね。

(Ω) A.-G. for the Dominion of Canada v. Ritchie Contracting and Supply Co. [1919] A.C. 999 at 1005 per L. Dunedin,
P.C.

- (1) 逸材 Woodhouse v. Newry Navigation Co. [1898] 1 I.R. 161.
- (2) Kennard v. Cory Bros. & Co. Ltd. [1922] 1 Ch. 265 at p. 274 per Sargent J.
- (3) Fishenden v. Higgs & Hill Ltd. (1935) 153 L.T. 128 at p. 142 per Maughan L. J.
- (4) [1970] A.C. 652 at p. 667.
- (5) Clerk & Lindsell, ibid., [7-01]. Spry, Equitable Remedies, 2nd ed., p. 475, 1980.
- (6) Lord Upjohn は、「例をあげて『被却離が所有する土地が、原告が通行権をもつて敷石の道路をも含めて全体を
耕作し通行できるべき道の原状回復に命令の差止が有益だ。損害賠償で十分に救済されない。被告には土地の上を歩く
再び通行権を確立する権利がならぬ』」([1970] A.C. 665 E]) 筆者（西牧）は、この例は損害防止でない命令的差止
の場合のもうひと例ね。
- (7) [1970] A.C. 664 F~G. 665 B~E. per Lord Upjohn.
- (8) Clerk & Lindsell, ibid., [7-08]. [1970] A.C. 652 at pp. 664, 665.
- (9) Darley Main Colliery v. Mitchell (1886) 11 App. Cas. 127.
- (10) Clerk & Lindsell, op. cit., [7-08].
- (11) Clerk & Lindsell, op. cit., [7-08], p. 287 の註(6)参照。

辻(6)と、Lord Upjohn が田舎の小川の損害防止とは考えていたる命令的差止の例をあげたが ([1970] A.C. at p. 665)、
心りやあげられたケースが House of Lords で現に取扱うケースと全く違うのがどの点かは明らかでない、と評されている
(Clerk & Lindsell, op. cit.)。上の例といふのは、原告が通行権をもつ砂利道の通った土地を所有者の被告が耕作したのでも
はや通れなくなつて、命令的差止が道の原状回復に有効となる、損害賠償では必要な救済を与えない、通行権設定のために被
告の土地に入り込む権利が原告に認められるべきだ、といふ。

(33) Clerk & Lindsell, op. cit., [7-09].

(33) Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. v. Slack [1924] A.C. 851 at p. 857 per Viscount Finlay の判決文の中
あるべき問題点 (point)。Jolowicz, "Damages in Equity—A Study of Lord Cairns' Act" [1975] C.L.J. 224 at p. 244
note 90.

(24) Lord Upjohn も、明るかに禁止的差止と地方裁判所判事の許与した命令的差止とは同一の目的をもつ、つまり原告土地に
あるは陥没する道の予防するよりは開通性がなほい都合、いへして、旧い慣行の下に相應形式の唯一の差止が足りぬと判
斷した (Jolowicz, op. cit., p. 244, 辻(5))。

(25) Jolowicz, op. cit., pp. 244～245.

(26) Jolowicz, op. cit., p. 245.

(27) Jolowicz, op. cit., pp. 247～251.

(28) Jolowicz, op. cit., pp. 250～251.

(29) 要領を述べた紹介がある。浅野直人「[Damages in lieu of Injunction (差止に代の損害賠償) について」福岡大学論
叢、19巻 2・3号、pp. 335, 348～350。

(30) Lord Cairns' Act 第11条「イ タイティー裁判所が、約款・契約・合意の違反、何らかの権利侵害を含む違法活動の実行及
び続行に備へ、(against the commission or continuance of any wrongful act)、差止申立、或ひは、約款・契約・合意の特

定履行の申立を受けられる管轄権を持つ一切の事件において、もし適当と考えるべきであれば、その差止や特定履行に付加し
て、或ひは代替して (in lieu of) イタイティー裁判所は、権利侵害を受けた当事者に (to the party injured) 損害賠償する
ことが合法であるのは当然であり、その損害賠償はイタイティー裁判所が当然命じる方法で算定されなければならない。」

- (31) Drefus v. Peruvian Guano Company (1889) 43 Ch. D. 316 at 333 per Bowen L.J.
- (32) (1889) 43 Ch. D. 316 at 342 per Fry L.J.
- (33) Fritz v. Hobson (1880) 14 Ch. D. 542, Fry, J. の判決「令状発給前に開始された違法活動が令状発給後も継続し、審理前に終止した場合、その活動を禁止する差止めの損害賠償が請求される。」 H. タイラー裁判所は、令状発給後に生じた全損害を、Lord Cairns' Act の第31条の下で算定する管轄権がある。」 (pp. 556～558)
- (34) (1889) 43 Ch. D. 316 at 342 per Cotton L.J.
- (35) Lord Stendale M.R. は、Drefus 事件の原告側弁護士 Horace Davey 候の主張 (1889) 43 Ch. 316, 324 は、「損害の事実が争わねなかつた」 へと Horace Davey 候の声明 (1889) 43 Ch. 323 から「縮て讀むべく」 Bowen L.J. の本争点の批判的評価 (同判決 ibid., 333), House of Lords の異議 [1892] A.C. 166, 182 を見よ。 [1923] 1 Ch. 431 (C.A.) at p. 446.
- (36) Martin v. Price [1894] 1 Ch. 276. 事案は、原告がその賃借人として保有する建物をめぐる賃貸について。被告が約10メートルぐだてた道路の真向いに従来の間口1111メートル、高さ1メートルの建物をこねじ、それより7メートル高い建物を建築する計画を立て、建物を取壊し正面の新壁の一部が間口8メートル、高さ1メートルにしてられ、他の部分は從来通りであった。原告の家の地形が登り状態 (on rising ground) 広い空間の中庭の内部にあり、原告の採光権に侵害が生じても建物の利用価値を損じなかつた。原告は、田ご建物より高く建築するなどの禁止差止め、その高さを超えた部分の取壊しを命じる命令的差止め、損害賠償を訴求した。一審 (Kekewich, J.) は、被告の建物により原告の ancient window からの採光は重大な侵害をうけると認めたが、原告に適切な救済として injunction が命じられ、damages の命じられるかは問題であり、被告のいうわる影響と原告のうける侵害とのバランスを考慮に入れると、injunction が否定され、damages が命じられるべきであるとの意見である。本件のように、単なる復帰権者にすまない原告は、たしかに ancient light の侵害はないけれども、以下のところは何の不利益も、わけていなければ、両差止めに代えて損害賠償 damages in lieu of injunction の現実にうけた損害賠償と共に、1110ポンドを裁定した。しかし原告の控訴につき、二審 (Lindley L.J., A.L. Smith L.J., Davey L.J.) は、まだ権利侵害が実行されれば単に切迫止め、それを撤回すれば、差止めに代り損害賠償で補償され得かかる。反対の判決は Drefus v. Peruvian Guano Company (1889) 43 Ch. D. 316、賛成の判決は Holland v. Worley

(1884), 26 Ch. D. 578 (禁止的差止) がある。されにせよ、原告の ancient light が実質的に侵害され、その上、将来侵害されるやうなことが本件で認めるに、原告には injunction を与えられる権利があり、それ故に原審判決を、将来の建築の続行を禁じる injunction へ、建物完成部分により原告のいわむつた損害につきの damages を命じるものに変更せらるゝ判示した。浅野・Damages in lieu of Injunction, p. 355.

(33) Holland v. Worley (1884) 26 Ch. D. 578. 事案は、被告の新建築による原告住宅の将来の採光妨害が問題となつた。建築続行の禁止や既に建てられた部分を放置しならうの差止、及び現在生じた妨害の損害賠償を訴求した。第1審 High Court (Pearson J.) は、原告住宅が被告の新建築により将来採光を妨げられて損害を生じることを認定した。そして、やの程度等を考慮し、損害防止の禁止差止め damages in lieu of injunction が適当な救済方法であると判断した。「(Krehl v. Burrell (1878) 7 Ch. D. 551 や Smith v. Smith (1875) L.R. 20 Eq. 500 に Sir George Jessel M.R. が settled rule を述べたわけではないが、しかし彼は「matter of discretion」として、各々の事件の事案に即して裁判所が正しく考へねばいいのに従って行動せよ」Lord Cairns' Act が許すのだ。おそらく Master of Rolls を誤解していないからかと思ふのや、あえていふと彼の意見は、「もし中止しなければ原告財産を完全に廃物にする行為を被告が実行していれば、その場合の救済が原告に支払われる補償だけでは原告財産すべてを被告に買わせることになるから」とクライマー裁判所は Lord Cairns' Act によつて付与された裁量権を行使して、被告へ財産を売るよう原告にしむけないであろう。しかしこのことは反面、原告のうける侵害が重大でなく、財産は原告のものに留りつけ、彼にとり実質的に從前通り有用 (useful) でありやけ、それ故に侵害の性質が（原告の財産をその手もとからとり上げるとなく）金銭で補償されうるようなものであると裁判所が考え、もし適當と考えるならば、Act で与えられる裁量権を行使しやる、他の場合があのことを意味する。」(1884) 26 Ch. D. 586~587 本件では、現在の建物の使用目的のみで、侵害がそれを廃物にするばかりのものでなく、財産の性質、またはそれが London の中心に位置するといった事情を考慮すれば、建築続行禁止の差止を命じる代りに、damages を命じる裁量権を行使してよかまわないと判断する。

(33) Aynsley v. Glover (1878) L.R. 18 Eq. 544. 事案は、原告の採光権 ancient light を侵害するに至る被告の建物の建築工事の禁止を命じる損害防止の中間的差止命令 interlocutory injunction が請求された。被告は、原告の権利を実質的に侵害してゐたことを主張したが、仮に侵害があつても Sir George Jessel M.R. は、被告の行為は原告の ancient light の

実質的な侵害となるやあらうと認む、あわめて少額の損害しか生じないところの場合でない限り、injunction が認められるべきであり、侵害建物の建築者が、被害者の権利を買ひきりうると考えなまゝもんぢやないのが正当な解釈であつて、Lord Cairns' Act で新たに Court of Chancery に与えられた new power は、事案に即して合理的に行使されねばきらい。本件では interlocutory injunction が認めた。interlocutory injunction は Lord Cairns' Act の適用がなくなり得た理由はわざだ。
 戻野・Damages in lieu of Injunction, p. 353. 戻野教授のやうな Aynsley v. Glover (1874) L.R. 18 Eq. 544 at pp. 554-555 も、本件は quia timet injunction か、通常の差止かを区別せんべし。Lord Cairns' Act の適用を論ずる立場にたつて、これもあつ。

- (33) Shelfer v. City of London Electric Lighting Co. [1895] 1 Ch. 287. 事案は、発電所からの発散された騒音と振動との二一チハスの禁止的差止が認められた。拙稿「不動産賃借権に基いて妨害排除認容の一要件——便宜の均衡論について」法學研究所紀要（大阪経済法科大学）第四号（一九八三）四五頁参照。
- (40) Cowper v. Laird [1903] 2 Ch. 337. 事案は、採光権の認められた原告の小住宅の11の窓を暗くする結果となる新建筑物にてある被告は、原告が損害防止の禁止差止（上述の新建筑物の建築を禁じた内容）を求める。High Court (Buckley J.) は、被告の予定建築で原告の採光権が実質的に侵害すると認定し、Lord Cairns' Act による損害賠償裁定権の適用を認め、この決定はやがて、それを仮定した上で、損害防止の禁止差止を認めた。損害防止の禁止差止に代る損害賠償の裁定の管轄権の有無が論ぜられ、Drefus 事件（反対）、Martin 事件（未決定）、Shelfer 事件（Lord Cairns' Act の適用は、命令的差止の一因件の場合だ）、Holland 事件（禁止的差止だが疑われてゐる）にふれられた。原告の差止請求が、金とりが日当でだといふ点が論議される。
- (41) Chapman, Morsons & Co. v. Guardians of Auckland Union (1889) 23 Q.B.D. 294, 302. 事案は、汚水を川に流した被告衛生局に原告がニーチサンスの差止と損害賠償とを求めた。公衆衛生法一八七六年の訴提起一ヶ月以前の通知がないとの抗弁に、差止が拒否され、訴状提出時に発生見込みのある損害が請求され、結果として Lord Cairns' Act による損害賠償が裁判され、上述の法律の適用なしの理由で認められた。
- (42) Senior v. Pawson (1866) L.R. 3 Eq. 330. 事案は、原告がペアの建物をもや經營していたが、その道の真向いに被告が建物を買ひそれを取壊して、以前より大規模に建て替えた。例えば、高さを六メートル→十五メートル。原告は以前

よりも高くなれば訴訟するといふ、設計図を見せるといふ、買取つて欲しいといふを申し入れた。次に提訴し、中間差止、以前の採光権を妨害するような建物の建築の禁止差止を求めた。しかし、被告は急いで一部を一五メートルあら建築してしまつた。申立は、審理まで延期された。次いで申立通知がなされたときに（五ヵ月後）、建物は完成した。High Court (Sir W. Page Wood V.C.) は、このおおむねの建物がそこに残されるなど、原告は実質的に損害をうけかねけれども事実認定して、原告の提訴が被告の計画を知つてから遅れてなされ、かつ、損害賠償で解決しようとする交渉がなされたこと（原告の買取りの申出も重視された）から、建物の取壊しの命令的差止に代る損害賠償が裁定されると決定した。

(43) *Colls v. Home and Colonial Stores* [1904] A.C. 179 事案は、被告が原告の建物の道路をへだてた真向いの建物を取壊し新しく建物を建築し始めたので、採光権を妨害する建物の建築を控えるようとの差止と損害賠償とを訴え、一審 (Joyce J.) は妨害なしと認定し棄却した。二審 (Vaughan, Williams, Romer, Cozens-Hardy L.J.J.) の前に原告が建築完成させた。実質的妨害と「実在の損害」が生ずるので、上の差止を認め、取壊しの命令的差止をも許し、一審判決を破棄した。上告の House of Lords は、(1) 審判決を破棄して、(2) 審判決を回復させた。

(44) *Emperor of Austria v. Day and Kossuth* (1861) 3 De G.F. & J. 217. 事案は、ハンガリー人の亡命者 Kossuth が、イギリス国内でハンガリー国内で通用する紙幣を大量に製造せたので、ハンガリー国王の原告が、紙幣を差し出し製造を止めようとした被告を訴えた。判決 (Lord Chancellor Lord Campbell 外) は、エクリティー裁判所に外国政府の政治特権を侵害するのみの行為の実施を禁ずる管轄権はないが、この紙幣製造を禁止すると判示した。

(45) *Back v. Stacey* (1826) 2 C. & P. 465, 171 Eng. Rep. 210. 建築による採光権の違法妨害の基準は、原告が前より光量が減っただけでは不十分で、光の減少が原告の家の居住を不快に変え、もし商売であれば、前と同様に便宜に商売がやれる状態でなくない限りが必要であると判示した。事案では、採光権の違法な妨害なく、損害もない陪審の評決が出た (Best C.J.)。

(46) *Ferguson v. Wilson* (1866) L.R. 2 Ch. 77, 88. 事案は、鉄道会社取締役会が株式配当決議をしたので、原告がその特定履行を求める、配当が記入したので取締役が自分の株式を配当するか、損害賠償の責任を負ふよう請求申立てをした。判決は、特定履行は不可能なので、Lord Cairns' Act 下の損害賠償は認められないとした。そしてロイヤルの損害賠償が適していた。

(47) *Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. v. Slack* [1924] A.C. 851.

(8) Slack v. Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. [1924] 2 Ch. D. 475 (C.A.).
(9) Hooper v. Rogers [1975] Ch. 43 (C.A.). 事業が、被告が原告の共同所有・共同占有する土地の、範囲を走る道路を平均化するべしとする。自然の成行や原告の家から支持を除去するに至るのや、原告は損害防止の作業禁止差止、損害防止の命令的差止（採掘場所の原状回復）及び損害賠償などを請求し、県裁判所は、差止拒否し、やの代りに損害賠償を裁定した。算定基礎はその通路の原状回復、及び支持を除去された土壤を強固にするに必要な費用に基づいた。この裁定に反対し、被告が控訴し、結局、控訴が棄却された。

(10) SPRY, Equitable Remedies, 2nd ed., pp. 564~565. 原告の默認 (acquiescence) 及び懈怠 (laches) や損害増加を誘発した場合、損害賠償が減額される。

(11) Aynsley v. Glover (1874), L.R. 18 Eq. 544, at pp. 471~472 per Sir George Jessel. Slack v. Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. [1923] 1 Ch. 431 (C.A.) pp. 471~472 per Younger L.J. Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. v. Slack [1924] A.C. 851, 869 per Lord Sumner.

(12) SPRY, op. cit., p. 565 (被告の qua timet の據付を留保するべきだ)、P.H. Pettit, Equity and the Law of Trusts, 5 th ed., p. 473 (1984).

(13) Slack v. Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. [1923] 1 Ch. 431, 434 per Romer J. 並に 483 per Younger L.J. Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. [1924] A.C. 851, 873 per Lord Sumner.

(14) Jolowicz, op. cit., pp. 244~245.

(15) Clerk & Lindsell on Torts, 15th ed. [7-08] Hooper v. Rogers [1975] Ch. 43 並 Redland Bricks Ltd. v. Morris [1970] A.C. 652 並無視される。

